

昭和55年度大学入学者選抜
共通第1次学力試験

受 験 案 内

昭和55年1月12日(土)午後、13日(日)

大学入試センター

昭和55年度大学入学者選抜共通第1次学力試験

志願票総括表

① 高等学校等コード					
1					

② 提出回数				回
--------	--	--	--	---

③ 整理番号					～				
--------	--	--	--	--	---	--	--	--	--

④ 志願票枚数						枚
---------	--	--	--	--	--	---

選択届出科目申請者数	⑤ 数学一般					人
	⑥ 基礎理科					人
	⑦ 英語 A					人

⑧ 身体障害者受験措置申請者数						人
-----------------	--	--	--	--	--	---

備考

⑨ 上記のとおり提出します。

昭和 年 月 日

所 在 地

高等学校名及び
高等学校長名

取扱責任者職氏名

電 話 番 号 (市 外 局 番) - (-)

職印

印

※印の欄には記入しないこと。

昭和55年度大学入学者選抜共通第1次学力試験

前年度受験案内との主な相違点

- 1 高等学校卒業見込みの者は、出願書類を在学する高等学校長へ提出すること。
- 2 高等学校卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）は、出願書類を直接大学入試センターへ郵送により提出すること。

（詳細は11ページ「IV 3 出願書類及びその提出方法」参照）

昭和55年度大学入学者選抜共通第1次学力試験

受 験 案 内

目 次

国公立大学入学者の選抜方法	4
I 出願資格	6
II 試験の期日及び試験時間	8
III 試験教科・科目等	8
IV 出願	10
1 検定料の納付	2 出願期間及び出願書類提出先
3 出願書類及びその提出方法	
V 志望する大学・学部等の申請	14
VI 試験場の指定及び受験希望県の申請	15
VII 出願に当たっての注意	16
VIII 志願票記入事項の確認	17
IX 受験票等の送付	17
X 受験票等の再発行	18
XI 資料の公表	19
XII 身体に障害のある者に対する試験実施上の取扱い	19
XIII 追試験	22
XIV 再試験	23
XV 志願票作成上の注意	24
XVI 身体障害者受験措置申請書作成上の注意	31
XVII 問合せ先	33
XVIII 高等学校へのお願い	34
XIX コード表	38
1 高等学校等コード表	2 受験希望県コード表
3 大学・学部コード表	

〔注〕検定料の納付書、身体障害者受験措置申請書、受領書（高等学校用）、封筒（出願書類提出用）は折り込んである。

国公立大学入学者の選抜方法

国公立大学の入学者選抜は、昭和54年度の選抜から従来の大学入学者選抜方法を改善して、共通第1次学力試験を取り入れた選抜方法により実施しております。

これは、大学入学者の選抜は大学教育を受けるにふさわしい能力と適性をもった者を、公正にしかも妥当な方法で行わなければなりませんし、また入学者選抜に当たっては高等学校の教育を乱すようなことがあってはならないという理念に添って改められたものです。

この選抜方法は次のとおりです。

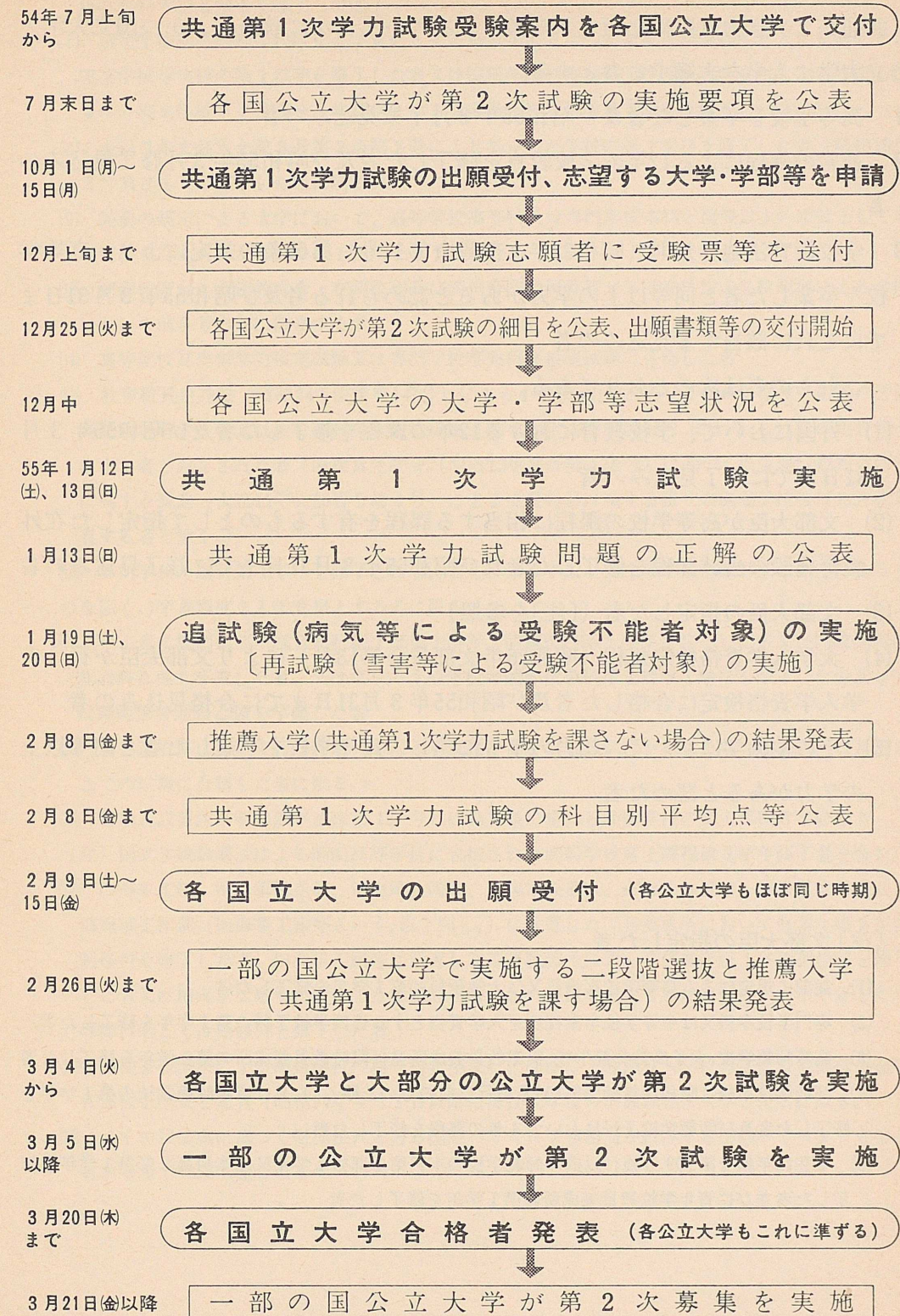
まず共通第1次学力試験をすべての国公立大学が大学入試センターと協力して共同で一斉に実施し、これによって入学志願者の高等学校における一般的・基礎的な学習の達成の程度を判定します。つづいて各大学がそれぞれの大学・学部等の特性等に応じて第2次試験（第2次の学力検査、実技検査、面接、小論文等を必要に応じて実施する。）を実施します。

各大学ではこれらの1次と2次の試験の成績や、高等学校長から提出される調査書の内容などを総合して合否の判定を行うのです。

国公立大学に入学を希望する者（共通第1次学力試験を課さない推薦入学を希望する者を除く。）は、共通第1次学力試験を受験しなければなりません。

共通第1次学力試験に出願する者は、この受験案内にしたがって所定の手続きをとってください。

昭和55年度国公立大学入学者選抜実施日程



I 出 願 資 格

共通第1次学力試験に出願できる者は、次のいずれかに該当し、かつ国立大学・公立大学に入学を志願する者とする。

- 1 高等学校を卒業した者及び昭和55年3月卒業見込みの者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び昭和55年3月修了見込みの者
- 3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び昭和55年3月31日までにこれに該当する見込みの者

これらの者は次のとおりである。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び昭和55年3月31日までに修了見込みの者
- (2) 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び昭和55年3月31日までに修了見込みの者
- (3) 文部大臣の指定した者（〔注〕を参照）
- (4) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣が行う大学入学資格検定に合格した者及び昭和55年3月31日までに合格見込みの者
- (5) その他大学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

〔注〕文部大臣の指定した者

- (1) 従前の規定による高等学校高等科又は大学予科の第1学年を修了した者
- (2) 専門学校本科又は中等学校卒業程度を入学資格とする専門学校予科の第1学年を修了した者
- (3) 高等師範学校、女子高等師範学校、実業教員養成所又は臨時教員養成所の第1学年を修了した者
- (4) 師範学校本科（昭和18年勅令第109号施行以前のものを除く。）又は青年師範学校の第1学年を修了した者及び師範学校予科において4年の課程を修了した者
- (5) 昭和18年勅令第109号施行以前の師範学校の本科第1部第4学年又は本科第2部第1学年を修了した者並びに青年学校教員養成所の第1学年を修了した者

- (6) 修業年限5年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第1学年を修了した者又は修業年限4年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第2学年を修了した者
- (7) 国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限5年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第1学年を修了した者又は国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限4年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第2学年を修了した者
- (8) 大正7年文部省令第3号第2条第2号により指定した学校の第1学年を修了した者（昭和30年3月31日までに修了した者に限る。）
- (9) 従前の規定による大学において、高等学校高等科又は専門学校本科と同等以上の学校として入学資格を認められた学校の第1学年を修了した者
- (10) 朝鮮教育令、台湾教育令、在閩東州及び満州帝国臣民教育令又は在外指定学校規則による学校において前各号の一に該当する者
- (11) 高等学校高等科学力検定試験又は専門学校卒業程度検定試験に合格した者
- (12) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）により、これらの免許状を有する者とみなされた者（旧教員免許令（明治23年勅令第134号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規定（大正11年文部省令第4号）による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）
- (13) 専門学校の別科第1学年を修了した者。但し、中等学校（旧中等学校令第19条の規定によるものを除く。）卒業程度を入学資格とする者に限る。
- (14) 東京盲学校師範部甲種音楽科第1部第1学年、同鍼按科第1学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者、又は東京ろう啞学校師範部技芸科第1部第1学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者
- (15) 各都道府県において行う新制大学の入学資格を認定する試験に合格した者（昭和26年3月31日までの試験に合格した者に限る。）
- (16) 運輸省設置法（昭和24年法律第157号）旧第35条に定める商船学校の席上課程3年修了者（注）国立学校設置法による商船高等学校に包括された商船学校席上課程第3学年修了者を含む。
- (17) 旧海軍工廠、旧海軍航空廠、旧海軍技術廠、旧海軍火薬廠、旧海軍施設部、旧海軍燃料廠及び旧海軍工作部（旧海軍工廠等という。以下同じ。）に設置した工員養成所において修業年限2年の補修科を修了した者、旧海軍工廠等に設置した工員教習所において修業年限1年の補修科を修了した者又は旧海軍工廠等に設置した職工教習所において修業年限2年の高等科、修業年限1年の専修科若しくは補修科を修了した者
- (18) 運輸省設置法による海員学校の高等科を卒業し、同法による海技大学の通信教育部の普通科A課程を卒業した者（昭和50年4月1日以降に海技大学の当該課程に入学した者に限る。）
- (19) スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で18歳に達したもの

II 試験の期日及び試験時間

期 日	教科	試験時間
1 月12日(土)	国 語	12：00－13：40
	理 科	14：30－16：30
1 月13日(日)	社 会	9：00－11：00
	数 学	12：20－14：00
	外国語	14：50－16：30

III 試験教科・科目等

1 次の全教科をすべて受験すること。

1 教科でも受験しなかった場合には、共通第1次学力試験を受験したことにはならない。したがって、各国公立大学の第2次試験（共通第1次学力試験を課さない推薦入学を除く。）に出願することができない。

国 語……「現代国語」と「古典Ⅰ甲」をあわせて1科目解答

社 会……2科目解答

数 学……1科目解答

理 科……2科目解答。ただし「基礎理科」を選択する場合は、1科目解答

外国語……1科目解答

2 共通第1次学力試験は、高等学校学習指導要領に準拠し、主として高等学校においてすべての生徒が履修する次の科目から出題する。

教科	試験時間	配点	出題科目	受 験 科 目
国 語	100分	200点	現代国語と 古典Ⅰ甲	「現代国語」と「古典Ⅰ甲」をあわせて解答
社 会	120	200	倫理・社会 政治・経済 日 本 史 世 界 史 地 理 A 地 理 B	2科目を試験室で選択解答 （「地理A」及び「地理B」を2科目として選択することはできない。）

教科	試験時間	配点	出題科目	受 験 科 目
数 学	100分	200点	数 学 Ⅰ 数 学 一 般	1科目を解答 （「数学一般」を解答できる者は、高等学校において「数学Ⅰ」の科目を履修せず、「数学一般」の科目を履修した者で、その選択をあらかじめ志願票で届出て、受験票で認められた者に限る。大学入学資格検定合格者についても同じ。）
理 科	120	200	物 理 Ⅰ 化 学 Ⅰ 生 物 Ⅰ 地 学 Ⅰ 基 礎 理 科	「物理Ⅰ」「化学Ⅰ」「生物Ⅰ」「地学Ⅰ」の4科目から2科目を試験室で選択解答 又は、「基礎理科」1科目を解答 （「基礎理科」を解答できる者は、高等学校において「物理Ⅰ」「化学Ⅰ」「生物Ⅰ」「地学Ⅰ」の科目を履修せず、「基礎理科」の科目を履修した者で、その選択をあらかじめ志願票で届出て、受験票で認められた者に限る。大学入学資格検定合格者は「基礎理科」を選択した者に限る。）
外国語	100	200	英 語 B ド イ ツ 語 フ ラ ン ス 語 英 語 A	1科目を試験室で選択解答 （「英語A」を解答できる者は、高等学校において「英語B」の科目を履修せず、「英語A」の科目を履修した者で、その選択をあらかじめ志願票で届出て、受験票で認められた者に限る。大学入学資格検定合格者については「英語A」「英語B」のいずれの科目を選択してもよい。ただし「英語A」を選択する場合は、あらかじめ志願票で届出ること。）

3 「数学一般」、「基礎理科」、「英語A」の選択をあらかじめ志願票で届出て、受験票で認められた者は、試験室で他の科目に変更して解答することはできない。

4 『社会』の教科のうち「日本史」については、高等学校学習指導要領の『社会』『日本史』の内容中「(7)現代の世界と日本」（第二次世界大戦終結以降の事象）は出題範囲から除外する。ただし、中学校における履修程度の出題を行うことがある。

5 共通第1次学力試験は、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式による。

IV 出 願

1 検定料の納付

(1) 検定料の額

共通第1次学力試験の検定料は7,000円とする。

なお、第2次試験の検定料は、各大学へ出願する際に納付するものとし、国立大学においては8,000円（夜間に授業を行う学部にあつては5,000円）、公立大学においては、各公立大学が募集要項等で定めるところによる。

(2) 検定料の納付期限

昭和54年10月15日(月)（指定金融機関の窓口締切時刻まで）

納付期限を厳守すること。

(3) 納付方法

① 検定料の納付書は、納付書・領収証書、領収控、領収済通知書の3枚1組であること、及び納入者欄の番号が3枚とも同一であることを確認すること。
検定料の納付書は、この受験案内に折り込んである。

② 納付書に入学志願者の住所、氏名(フリガナ)、高等学校等コード(38～58ページ参照)を黒又は青のボールペンで正確に記入すること。

〔納付書・領収証書記入例〕

納付書・領収証書		国 庫 金	
(納入者) N2 4000001		昭和54年度	国立学校特別会計(025) 文部省所管
※ 住所 東京都武蔵野市吉祥寺本町 3丁目3番14号 早川		取扱庁名	大学入試センター (5530)
※ フリガナ イシ タカズヒコ		授業料及入学検定料	授業料及入学検定料
氏 名 石 田 和 彦 殿		入学料及検定料	
※ 高等学校等コード 131016		納 付 金 額	7 千 0 百 0 十 円
注意 1. 納付金額を納付するときは、裏印のところを明りょうに記入し、納付場所に納付して下さい。なお、高等学校等コードは、受験案内に記載されている高等学校等コード表により記入して下さい。 2. 納付期限後に納付することはできません。 3. 納付したときは、必ず領収証書を受け取って下さい。		納付目的	共通第1次学力試験検定料
		納付期限	昭和54年10月15日限り
		納付場所	日本銀行本店、支店、代理店 又は歳入代理店 郵便局
		上記の金額を 領収しました。 (領収日付印)	

◎ この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

③ 最寄りの日本銀行の本店、支店、代理店、歳入代理店又は郵便局で納付すること。

日本銀行歳入代理店は、銀行、信用金庫等の本店、支店で「日本銀行歳入代理店」の表示のあるもの。

④ 納付した際は、必ず領収証書を受け取ること。

⑤ 領収証書は、検定料納付の証明として志願票の裏の所定欄に貼付すること。

万一、領収証書を紛失した場合は、氏名、高等学校等コード、納付した金融機関名、納付年月日を速やかに大学入試センター事業部事業課（電話03-465-8600）に連絡すること。

2 出願期間及び出願書類提出先

(1) 出願期間

昭和54年10月1日(月)から10月15日(月)まで（10月15日消印有効）

出願期間を厳守すること。

(2) 出願書類提出先

〒100 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号

東京中央郵便局留置

大学入試センター事業部

3 出願書類及びその提出方法

(1) 高等学校（盲学校、聾学校、養護学校の高等部を含む。以下同じ。）を昭和55年3月卒業見込みの者

出願書類

- ① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること）
- ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄に貼付すること）

提出方法

- ① 入学志願者は、出願書類を取りそろえ、在学する高等学校長へ提出すること。
- ② 高等学校長は出願書類を取りまとめ、大学入試センターへ書留扱いで郵送すること。

(2) 高等学校を卒業した者

出願書類

- ① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること）
- ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄に貼付すること）

③ 卒業証明書（出身高等学校長が発行するもの。様式を問わない。日本工業規格B 5 判）

高等学校からの封筒から取り出して添付すること。

④ 単位修得証明書（出身高等学校長が発行するもの。様式を問わない。日本工業規格B 5 判）

高等学校からの封筒を開封せず、そのまま添付すること。

この単位修得証明書は、「数学一般」、「基礎理科」、「英語A」を選択し解答することを届出る者のみ提出のこと。

〔注〕 卒業証明書及び単位修得証明書は出願期間以前に、はやめに出身高等学校へ請求し入手しておくこと。

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ず折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

(3) 高等専門学校第3学年を修了した者及び昭和55年3月修了見込みの者

出願書類

- ① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること）
- ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄に貼付すること）
- ③ 高等専門学校第3学年を修了したことを証明する書類又は修了見込みの証明書（出身高等専門学校長が発行するもの）

高等専門学校からの封筒から取り出して添付すること。

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ず折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

(4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び昭和55年3月31日までに修了見込みの者

出願書類

- ① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること）
- ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄に貼付すること）
- ③ 外国において学校教育の12年の課程を修了したことを証明する書類又は修了見込みの証明書

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

(5) 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び昭和55年3月31日までに修了見込みの者（立教英国学院高等部がこれに該当する）

出願書類

- ① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること）
- ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄に貼付すること）
- ③ 在外教育施設の高等学校の課程に相当する課程を修了したことを証明する書類又は修了見込みの証明書

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

(6) 文部大臣の指定した者（6 ページ参照）

出願書類

- ① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること）
- ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄に貼付すること）
- ③ 出身学校等を卒業又は修了したことを証明する書類、修了見込みの証明書、もしくはこれに準ずるもの

国際バカロレア資格を取得した者は、国際バカロレア事務局から授与された国際バカロレア資格証書（International Baccalaureate Diploma）

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ず折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

(7) 大学入学資格検定に合格した者及び昭和55年3月31日までに合格見込みの者（昭和55年3月31日までに18歳に達する者）

㊦ 大学入学資格検定に合格した者

出願書類

- ① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること）
- ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄に貼付すること）
- ③ 大学入学資格検定合格証書の写し又は合格証明書（文部省が発行するもの）

文部省初等中等教育局高等学校教育課へ請求し入手すること。

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ず折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

① 昭和54年度大学入学資格検定に合格見込みの者

出願書類

- ① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること）
- ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄に貼付すること）
- ③ 昭和54年度大学入学資格検定受検出席票（受検の際に交付する）
- ④ 科目履修証明書（出身高等学校長が発行するもの。様式を問わない。日本工業規格B5判）

高等学校からの封筒を開封せず、そのまま添付すること。

この科目履修証明書は、受検科目の一部の科目に相当する科目を在学する高等学校（定時制の課程又は通信制の課程）で昭和55年3月31日までに修得する見込みの者のみ提出のこと。

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ず折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

V 志望する大学・学部等の申請

- 1 共通第1次学力試験の出願の際に、国立大学及び公立大学の中から志望する大学、学部・学群・類等を申請すること。（60ページ参照）

この場合、第2志望まで申請することができる。第1志望は、必ず申請しな

ければならない。

〔注〕 各大学の第2次試験の出願の時には、共通第1次学力試験の出願の際に申請した第1志望、第2志望のいずれかを選んで出願することが原則であるが、自己の勉学の進捗や共通第1次学力試験の自己採点等によって、入学志願者が特に必要があると判断した場合には、第1志望、第2志望以外の大学・学部等に出願することができる。

VI 試験場の指定及び受験希望県の申請

1 試験場の指定

試験場は、大学入試センターが次により指定する。指定された試験場以外での受験は認めない。

- (1) 高等学校を昭和55年3月卒業見込みの者（通信制の課程によるものを除く。）については、原則として出身高等学校が所在する都道府県内（北海道にあっては59ページ記載の「受験希望県コード表」で定める地区とする。以下同じ。）の国立大学が設定する試験場を指定する。
- (2) 高等学校を卒業した者及び通信制の課程による卒業見込みの者については、入学志願者の希望により、出身高等学校が所在する都道府県内の国立大学が設定する試験場又は居住する都道府県内の国立大学が設定する試験場を指定する。
- (3) 大学入学資格検定合格者等については、居住する都道府県内の国立大学が設定する試験場を指定する。

2 受験希望県の申請

- (1) 高等学校を卒業した者及び通信制の課程による卒業見込みの者で、居住する都道府県内の国立大学が設定する試験場で受験を希望する者は、その都道府県を「受験希望県コード表」により申請しなければならない。
- (2) 大学入学資格検定合格者等は、居住する都道府県を「受験希望県コード表」により申請しなければならない。

VII 出願に当たっての注意

- 1 出願書類は、出願期間以前に取りそろえ、十分に点検し、出願期間内に、はやめに提出すること。

出願期限(昭和54年10月15日当日消印有効)経過後に提出された出願書類は、いかなる理由があっても受理しない。

- 2 高等学校を卒業した者等は、卒業証明書等の必要な証明書を出願期間以前に、はやめに出身高等学校等に請求し入手しておくこと。

高等学校等に卒業証明書等の交付を郵便で請求する場合は、必要に応じて発行手数料等を添えて、封筒の表に「共通第1次学力試験出願用証明書請求」と朱書し、200円切手を貼付した返信用封筒(入学志願者の住所・氏名を表書きしたもの)を同封すること。

- 3 出願書類に次のような不備があるものは、受理しない。

- (1) 志願票の記入もれ、記入誤り
- (2) 検定料納付済の領収証書が貼付されていないもの
- (3) 必要な証明書類が添付されていないもの

- 4 志願票を大学入試センターに提出した後は、いかなる理由があってもその記入事項を変更することはできない。

ただし、志願票の提出後に現住所、氏名、緊急の場合の連絡先(電話番号)に変更があった場合は、郵便はがき(「住所変更等」と朱書すること)に、高等学校等コード、出身高等学校名(高等学校出身者以外の者については出願資格)、新・旧の住所(フリガナ)及び氏名(フリガナ)、新連絡先(電話番号)等を記入して、速やかに大学入試センターに届出ること。

なお、住所変更による、試験場の指定の変更及び受験希望県の変更は認めない。

- 5 大学入試センターが出願を受理したときは、いかなる理由があっても検定料は返還しない。

VIII 志願票記入事項の確認

- 1 大学入試センターは、志願票の記入事項を電算機に登録したのち、その事項を確認のため、はがきに打ち出して本人に送付する。
- 2 この確認のはがきは、大学入試センターが出願を受理した日から、おおよそ5日後に発送する。

IX 受験票等の送付

- 1 受験票、写真票、成績請求票は受験者心得とともに、11月下旬から12月上旬の間に大学入試センターから直接本人に送付する。

(1) 受験票

受験票には、受験番号、氏名、試験場、選択承認科目等が記載されている。

- ① 受験票の裏面に記載されている注意事項をよく読むこと。
- ② 受験票の写真欄に写真(試験日前3か月以内に撮影した無帽上半身タテ4cm・ヨコ3cm)をあらかじめ貼付すること。
- ③ 写真欄の下の氏名欄に、受験者本人が氏名を黒又は青のボールペンで自筆で記入すること。この氏名記入は解答用紙の氏名記入と照合することがある。
- ④ 受験票は、試験当日に必ず持参すること。
- ⑤ 受験票は、各大学の第2次試験を受験する際にも必ず持参すること。
- ⑥ 受験票は、紛失したり汚損したりすることのないように大切に保管しておくこと。

(2) 写真票

- ① 写真票の裏面に記載されている注意事項をよく読むこと。
- ② 写真票の写真欄に、受験票と同一の写真を貼付すること。
- ③ 写真欄の右の氏名欄に、受験者本人が氏名を黒又は青のボールペンで自筆で記入すること。この氏名記入は解答用紙の氏名記入と照合することがある。
- ④ 写真票は、試験当日に必ず持参し、提出すること。

(3) 成績請求票

- ① 成績請求票は、「国公立大学提出用」1枚、「公立大学提出用」2枚、「第2次

募集用」1枚の3種類計4枚である。

- ② 成績請求票の記載事項は次のとおりである。

受験番号	試験場コード	発行回数
氏	名	

- ③ 国立大学の第2次試験に出願する際には、「国公立大学提出用」を、その大学の募集要項の指示に従い、志願票の所定欄に貼付すること。

- ④ 公立大学の第2次試験に出願する際には、「国公立大学提出用」又は「公立大学提出用」を、その大学の募集要項の指示に従い、志願票の所定欄に貼付すること。

- ⑤ 第2次募集に出願する際には、「第2次募集用」を、その大学の募集要項の指示に従い、志願票の所定欄に貼付すること。

- ⑥ 成績請求票は、紛失したり汚損したりすることのないように大切に保管しておくこと。

- 2 受験票、写真票、成績請求票等が12月10日(月)までに到着しなかった場合は、本人又は出身高等学校長は、12月15日(土)までに「速達郵便はがき」(「受験票未着」と朱書すること)に、高等学校等コード、出身高等学校名(高等学校出身者以外の者は出願資格)、住所(フリガナ)、氏名(フリガナ)、連絡先(電話番号)等参考となる事項を記入して、大学入試センターに届出ること。

X 受験票等の再発行

- 1 受験票等の再発行は原則として行わない。ただし、次の事由のあるときは受験票等の再発行を行う。

- (1) 氏名に変更があったとき。
- (2) 氏名、性別、生年月日に誤記があったとき。
- (3) 受験票、写真票、成績請求票を紛失したり、汚損したりしたとき。

なお、住所の変更の場合は、大学入試センターの諸帳簿の住所表示は変更するが、受験票の住所表示の変更は行わず、旧住所表示のままで有効とするので受験票の再発行は行わない。

2 再発行申請の方法

- (1) 再発行を申請する場合は、「速達郵便」(封筒の表に「受験票等再発行」と朱書すること)で、高等学校等コード、出身高等学校名(高等学校出身者以外の者は出願資格)、住所(フリガナ)、氏名(フリガナ)、連絡先(電話番号)等参考となる事項を記入し、200円切手1枚を同封のうえ、大学入試センターへ速やかに申請すること。
- (2) 大学入試センターは、申請事項を審査のうえ、受験票、写真票、成績請求票を再発行する。

XI 資料の公表

- 1 大学入試センターは、共通第1次学力試験に関する資料を次のとおり報道機関を通じて公表する。
 - (1) 入学志願者の志望する大学・学部等の申請状況について、昭和54年12月中に公表する。
 - (2) 共通第1次学力試験の問題及びその正解・配点について、試験実施後速やかに公表する。
 - (3) 共通第1次学力試験の科目別全国平均点、標準偏差、最高点、最低点等について、昭和55年2月8日(金)までに公表する。
- 2 共通第1次学力試験の個人別成績は発表しない。

XII 身体に障害のある者に対する試験実施上の取扱い

- 1 身体に障害のある者に対する試験の実施に当たっては、障害の種類・程度に応じて特別の措置をする。
 - (1) 身体に障害のある者とは、次の表に掲げる者をいう。

区 分	心 身 の 故 障 の 程 度				
盲 者	1 両眼の視力が0.1未満のもの 2 両眼の視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの				
聾 者	1 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの 2 両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの				
精神薄弱 者	1 精神発育の遅滞の程度が中度以上のもの 2 精神発育の遅滞の程度が軽度のもののうち、社会的適応性が特に乏しいもの				
肢体不自由者	1 体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2 上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3 下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4 前3号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5 肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち、6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの				
病弱者	1 慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの				

(学校教育法施行令第22条の2の規定による)

(2) 試験実施上の措置

身体に障害のある者に対して試験実施の際に措置する事項は、次のとおりである。

- ① 試験教科・科目は一般の入学志願者と同様とする。ただし、点字による出題に当たっては、一般の入学志願者の試験問題を基本とする。
- ② 試験時間、解答方法等は障害の種類・程度に応じて次表のとおりとする。

障害の種類	障害の程度		出題方法	解答方法	試験時間	措置する事項
1 視覚障害	盲		点字による出題	点字による解答	1.5倍	・レーズライターの準備 ・点字板等の持参使用許可 ・点字用解答用紙等の準備
	弱 視	ア	点字による出題	点字による解答	1.5倍	・レーズライターの準備 ・点字板等の持参使用許可 ・点字用解答用紙等の準備
		イ	点字による出題	文字による解答	1.5倍	・文字用解答用紙等の準備
		ウ	一般入学志願者と同様	文字による解答	一般入学志願者と同様	・照明器具の準備 ・窓側の明るい席を指定 ・拡大鏡等の持参使用許可 ・文字用解答用紙等の準備
		エ	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	・照明器具の準備 ・窓側の明るい席を指定 ・拡大鏡等の持参使用許可

障害の種類	障害の程度		出題方法	解答方法	試験時間	措置する事項
2 聴覚障害	聾		一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	・必要に応じて手話通訳者を付与 ・補聴器の持参使用許可 ・必要に応じて座席を前列に設定
3 肢体不自由等	上肢不自由	ア	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	・一般入学志願者と同様
		イ	一般入学志願者と同様	文字による解答	一般入学志願者と同様	・必要に応じて別室を設定 ・文字用解答用紙等の準備
	下肢不自由		一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	・試験室を一階に設定 ・車椅子等の使用許可 ・必要に応じて特製机の使用許可 ・必要に応じて別室を設定
	病 弱 等		一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	・必要に応じて別室を設定

- ③ 点字による出題を希望する者の試験場は、その者が希望する都道府県内に国立大学が1か所設定する。

その他の身体に障害のある者については、必要に応じ、一般試験場において適宜措置をする。

- 2 身体に障害があり、志望する大学・学部等における修学上特別な配慮を必要とする入学志願者は、あらかじめ当該大学と協議（協議中を含む）のうえ出願するものとする。
- 3 出願書類

身体に障害のある入学志願者については、所定の出願書類のほか、次の書類を提出すること。

- (1) 協議書
- 志望する大学・学部等において、修学上特別な配慮を必要とする者については、協議した大学から交付される協議の結果の文書又は協議中である旨の文書（様式は問わない）
- (2) 身体障害者受験措置申請書(折り込みの用紙を切りはなして使用すること)
- ① 高等学校を昭和55年3月卒業見込みの者については、在学する高等学校長が入学志願者からの申し出によって作成したもの
- ② 高等学校を卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）については、父母等（成年に達しているときは入学志願者）が作成したもの

- (3) 出願に当たって、高等学校及び盲学校、聾学校、養護学校の高等部を卒業した者は、出身学校長と相談することが望ましい。

4 身体障害者受験措置の決定通知

「身体障害者受験措置申請書」を提出した入学志願者については、大学入試センターが審査のうえ、受験上の措置を決定し通知する。

XIII 追 試 験

1 追試験の実施

- (1) 追試験は、疾病・負傷及び交通機関の事故その他のやむを得ない事由により、全教科又は1日分の教科の試験を受験できない入学志願者を対象として行う。
- (2) 追試験は、昭和55年1月19日(土)、20日(日)の2日間において行う。
- (3) 追試験の試験時間、出題教科・科目等は本試験に準ずる。
- (4) 追試験の試験場は、全国を複数の地区に分け、地区ごとに1か所設定する。
なお、詳細は「受験者心得」に明示する。
- (5) 追試験の受験申請は、受験票に記載された「試験実施大学」において受付ける。当該大学は、その申請に基づき、審査のうえこれを許可する。

2 追試験の受験を申請できる者

追試験の受験を申請できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入学志願者の疾病・負傷等により本試験の全教科をすべて受験できない者
- (2) 次の事由により、全教科又は1日分の教科の試験を受験できない者
- ① 定期運行している交通機関の事故
 - ② 法定伝染病の発生による隔離
 - ③ 一部の地域における災害の発生等

3 追試験の受験申請手続

追試験の受験申請手続は次のとおりとする。

- (1) 2の(1)に該当する者は、本人又は代理人が受験票、医師の診断書又は事故証明書を持参のうえ、昭和55年1月11日(金)午前9時から午後5時までに、受験票に記載された「試験実施大学」(各試験実施大学には「共通第1次学力試験実施

委員会」が設置してある)に出頭して申請すること。

- (2) 2の(2)に該当する者は、本人又は代理人が事故の態様等を、事故のあった当日の試験終了時(午後4時30分)までに、受験票に記載された「試験当日の電話」により試験場に連絡すること。試験場の係員の指示により「試験実施大学」に申請すること。この場合、可能な限り受験票を持参のうえ出頭して申請すること。

4 追試験の受験許可等

試験実施大学は追試験の受験申請者に対し、速やかに可否を決定し、その際追試験の受験に必要な事項を通知する。

XIV 再 試 験

天災、その他の事情により所定の期日に共通第1次学力試験を実施できなかった場合には、再試験を実施する。

また、降雪によって、所定の期日に本試験を実施できなかった場合には、昭和55年1月19日(土)、20日(日)の2日間において、本試験に準じて実施することがある。

XV 志願票作成上の注意

1 作成上の注意

- (1) 志願票は、この受験案内の裏表紙を丁寧に切りはなして使用すること。
- (2) 入学志願者は、次の「各欄の記入方法」を参照して「志願票控」(64ページ)の①～②②欄に記入すること。
- (3) ②③、②④「高等学校記入欄」は記入しないこと。
- (4) 「志願票控」に記入した事項に誤りがないことを確認した後に、「志願票」〔提出用〕に記入すること。
- (5) 黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。
- (6) 誤って記入した場合は、なるべく新しい志願票に記入しなおすこと。やむを得ない場合は誤記入の部分を二重線で消し、訂正すること。
- (7) 志願票の裏の所定欄に検定料納付済の領収証書(納付した領収印のあるもの)を必ず貼付すること。

2 各欄の記入方法

① 「高等学校等コード」欄

高等学校等コード表(38～58ページ参照)により、該当するコード番号を次により記入すること。

- (1) 高等学校を卒業した者及び昭和55年3月卒業見込みの者並びに高等専門学校第3学年を修了した者及び昭和55年3月修了見込みの者は、出身高等学校等のコード番号を記入すること。

なお、出身高等学校のコード番号が記載されていない場合には、出身高等学校の所在する県の末尾に記載されている「上記以外の高等学校」のコード番号を記入すること。

- (2) (1)以外の者(大学入学資格検定合格者等)は、58ページ記載のコード表の「その他」から、該当するコード番号を記入すること。

〔記入例〕

東京都立青山高等学校の場合

① 高等学校等コード (「高等学校等コード表」により記入)						
2	/	3	/	0	/	G
1	2	3	4	5	6	7

大学入学資格検定の場合

① 高等学校等コード (「高等学校等コード表」により記入)						
2	5	/	0	0	0	K
1	2	3	4	5	6	7

②、③ 氏名

② 「漢字等記入」欄

〔記入例〕

② 漢字等記入	
氏 名	石 田 和 彦

③ 「カタカナ記入」欄

- (1) 氏名をカタカナで記入すること。
- (2) カタカナの欄は、1コマに1字ずつ記入し、姓と名の間は1コマあけ、濁点「゛」及び半濁点「゜」も1コマとして使用すること。

く 例 ガー

カ	゛
---	---

 パー

ハ	゜
---	---

 ー

〔記入例〕

③ カタカナ記入 (姓と名の間は、1コマをあけ、濁点及び半濁点は1コマとして使用する。)																											
イ	シ	タ	゛		カ	ス	゛	ヒ	コ																		
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30										

- 〔注〕(1) 国内に居住し、氏名を漢字で表記する外国人で通称名を用いている場合はその通称名を併記すること。「漢字等記入」欄、「カタカナ記入」欄とも、通称名は氏名の記入に引きつづき()で姓のみ記入すること。
- (2) 氏名を漢字以外で表記している外国人は、「漢字等記入」欄、「カタカナ記入」欄とも、ラストネームを先に、ファーストネームを後にし、ミドルネームは省略して、ローマン・アルファベットを用い、大文字・活字体で記入すること。ラストネームの次に「カンマ」を記入すること。

④ 「性別」欄

該当する文字を○で囲むこと。

〔記入例〕

④ 性別	
1	2
男	女
31	

⑤ 「国籍」欄

外国人の場合のみ、「外」の文字を○で囲むこと。

〔記入例〕

⑤ 国籍	
1	
外	
32	

⑥ 「生年月日」欄

- (1) 年、月、日、それぞれ2ケタの数字で記入すること。
- (2) 年は西暦で記入してはいけない。
外国人の場合も換算すること。(1960年＝昭和35年)
- (3) 昭和をS、大正をT、明治をMとし、年号欄の該当するアルファベットを○で囲むこと。

〔記入例〕 昭和35年7月17日生れの場合

⑥ 生 年 月 日									
昭和S、大正T、明治M									
年 号		年		月		日			
⑤	T	M	3	5	0	7	1	7	
33			34	35	36	37	38	39	

⑦～⑨ 現住所

⑦ 「郵便番号」欄

〔記入例〕

⑦ 郵便番号	1	8	0	-		
--------	---	---	---	---	--	--

⑧ 「漢字等記入」欄

〔記入例〕

⑧ 漢字等記入	東京	都道府県	武蔵野市吉祥寺本町3丁目3番14号 早川方
---------	----	------	-----------------------

⑨ 「カタカナ・数字等記入」欄

- (1) 受験票等が確実に配達されるように正確に記入すること。団地、アパート等に居住している者は、棟番号、戸番号まで必ず記入すること。下宿等の場合は、「〇〇〇〇カタ」まで必ず記入すること。
- (2) 算用数字及びアルファベット以外は、カタカナで記入し、濁点及び半濁点は1コマとして使用すること。
- (3) 郡、市、町、村、区、町、丁目・番地、団地、棟・号、方等の間は1コマあけること。

〔記入例〕

⑨ カタカナ・数字等記入	都道府県名	ト	ウ	キ	ヨ	ウ	ト	(1コマに1字ずつ記入し、濁点及び半濁点は1コマとして使用する。)									
	郡・市・町・村・区	ム	サ	シ	ノ	シ											
	町・丁目・番地・	キ	チ	シ		ヨ	ウ	シ		ホ	ン	チ	ヨ	ウ	3-3-14		
	団地・棟・号等	ハ	ヤ	カ	ワ		カ	タ									

⑩ 「緊急の場合の連絡先」欄

緊急の場合に連絡できる自宅、知人等の電話番号を必ず記入すること。(呼出しの場合でも記入すること)

〔記入例〕

⑩ 緊急の場合の連絡先(☎)	0	4	2	2	-	2	2	-	8	6	9	5	
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

※局番と電話番号の間にハイフンを入れること。市外局番、市内局番、電話番号の順で記入すること。

⑪～⑮ 出願資格

⑪～⑭ 「高等学校卒業者」欄

- (1) 高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む)のみが記入すること。
- (2) 高等学校(定時制の課程又は通信制の課程)に在学する者で、大学入学資格検定において一部の科目に合格し又は合格する見込みの者は、この欄に記入してはいけない。

⑪ 「課程」欄

⑫ 「学科」欄

⑬ 「卒業見込・卒業の別」欄

⑭ 「卒業年」欄

いずれも、該当する文字を○で囲むこと。

高等学校を卒業した者のみ記入すること。卒業見込みの者は記入してはいけない。会計年度ではなく暦年で記入すること。西暦で記入してはいけない。

〔記入例〕 高等学校(全日制、普通科)を昭和54年3月卒業の場合

出 願 資 格																
高 等 学 校 卒 業 者 (卒業見込み者を含む)										⑮ 高等学校卒業者以外						
⑪ 課 程		⑫ 学 科					⑬ 卒業見込・卒業の別			⑭ 卒業年						
1 全日制	2 定時制	3 通信制	1 普通科	2 農業科	3 工業科	4 商業科	5 その他	1 卒業見込	2 卒業	⑭ 卒業年						
										5	4	1 外国の学校等	2 在外教育施設	3 文部指定大卒の者	4 大資格入検定	5 その他
150		151					152			153 154		155				

⑮ 「高等学校卒業者以外」欄

- (1) 高等学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む）以外の者が記入すること。
- (2) 該当する出願資格の文字を○で囲むこと。
高等専門学校第3学年を修了した者（修了見込みの者を含む）は「その他」の文字を○で囲むこと。
- (3) 大学入学資格検定において、一部の科目に合格し又は合格見込みの者で、残余の受検科目に相当する科目を在学する高等学校（定時制の課程又は通信制の課程）で修得する見込みの者も、「大学入学資格検定」の文字を○で囲むこと。

〔記入例〕 大学入学資格検定合格の場合

出 願 資 格																
高 等 学 校 卒 業 者（卒業見込み者を含む）										⑮ 高等学校卒業者以外						
⑪ 課 程		⑫ 学 科					⑬ 卒業見込・卒業の別									
1 全 日 制	2 定 時 制	3 通 信 制	1 普 通 科	2 農 業 科	3 工 業 科	4 商 業 科	5 そ の 他	1 卒 業 見 込	2 卒 業	⑭ 卒業年		1 外 国 の 学 校 等	2 在 外 教 育 施 設	3 文 部 指 定 大 臣 の 者	4 大 学 入 学 資 格 検 定	5 そ の 他
150			151					152		153	154		155			

⑯～⑱ 選択届出科目

高等学校において、「数学一般」、「基礎理科」、「英語A」を次の履修条件により履修した者で、これらの科目を選択し解答することを届出る者は、選択する科目名を○で囲むこと。

履 修 条 件

- ⑯ 「数学一般」 「数学Ⅰ」の科目を履修せず、「数学一般」の科目を履修した者に限る。
- ⑰ 「基礎理科」 「物理Ⅰ」「化学Ⅰ」「生物Ⅰ」「地学Ⅰ」の科目を履修せず、「基礎理科」の科目を履修した者に限る。
- ⑱ 「英語A」 「英語B」の科目を履修せず、「英語A」の科目を履修した者に限る。

〔注〕 大学入学資格検定合格者又は合格見込みの者で、「基礎理科」を選択し解答することを届出る者は、受検科目の「基礎理科」を選択した者に限る。

〔記入例〕 「基礎理科」の選択解答を届出る場合

選 択 届 出 科 目		
⑯ 1 数学一般	⑰ 1 基礎理科	⑱ 1 英語 A
156	157	158

⑲ 「受験希望県」欄

(1) この欄の記入を必要としない者

- ア 高等学校を昭和55年3月卒業見込みの者（通信制の課程による者を除く）
- イ 高等学校を卒業した者及び通信制の課程による高等学校を昭和55年3月卒業見込みの者のうち、出身高等学校の所在する都道府県内（北海道にあっては「受験希望県コード表」で定める地区とする。59ページ参照、以下同じ。）の国立大学が設定する試験場で受験を希望する者

上記ア、イの者には、出身高等学校の所在する都道府県内の国立大学が設定する試験場を指定する。

(2) この欄の記入を必要とする者

- ア 高等学校を卒業した者及び通信制の課程による高等学校を昭和55年3月卒業見込みの者のうち、居住する都道府県内の国立大学が設定する試験場で受験を希望する者
ただし、居住する都道府県と出身高等学校の所在する都道府県が同一の場合には、出身高等学校の所在する都道府県内の国立大学が設定する試験場を指定するので、この欄の記入を要しない。
- イ 大学入学資格検定合格者等

上記ア、イの者には、居住する都道府県内の国立大学が設定する試験場を指定するので、59ページ記載の「受験希望県コード表」により該当するコード番号を記入すること。

〔注〕 (1)、(2)の場合とも、入学志願者が特定の試験場を指定されるよう希望することはできない。

〔記入例〕 東京都の場合

⑯受験希望県		
〔「受験希望県コード表」により記入〕		
1	3	A
159	160	161

北海道小樽市の場合

⑯受験希望県		
〔「受験希望県コード表」により記入〕		
0	1	D
159	160	161

⑳～㉑ 志望大学・学部等

- ㉑ 「第1志望」欄 } 志望する大学、学部・学群・類等は60～63ページ記載の
㉒ 「第2志望」欄 } 「大学・学部コード表」により、コード番号を記入すること。この場合、第2志望まで申請することができる。

第1志望は、必ず記入すること。

〔記入例〕 第1志望 東京農工大学(工学部) } の場合
第2志望 東京都立大学(工学部第1部)

志望大学・学部等									
㉑ 第1志望					㉒ 第2志望				
大学・学部コード					大学・学部コード				
1	3	0	3	8	3	0	5	3	8
162	163	164	165	166	167	168	169	170	171

㉒ 「出身学校名」欄

〔記入例〕

㉒ (フリガナ) 出身学校名	国	都	道	ア オ ヤ マ		高等学校 学 校
	公 私	立	東京	府	県	

㉓、㉔欄は高等学校の記入欄につき、入学志願者は記入しないこと。

XVI 身体障害者受験措置申請書作成上の注意

1 作成上の注意

- (1) 「身体障害者受験措置申請書」は、この受験案内に折り込んである用紙を切りはなして使用すること。
- (2) この申請書は、高等学校を卒業見込みの者については、高等学校長が入学志願者と相談のうえ記入すること。
高等学校を卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）については、父母等（成年に達しているときは入学志願者）が記入すること。
- (3) ①～⑯欄に次の「各欄の記入方法」を参照し、誤りのないように記入すること。
- (4) 黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。
- (5) 誤って記入した場合は、なるべく新しい身体障害者受験措置申請書に記入しなおすこと。やむを得ない場合は、誤記入の部分を二重線で消し、訂正すること。

2 各欄の記入方法

- ① 「高等学校等コード」欄
38～58ページ記載の「高等学校等コード表」により記入すること。
- ② 「提出回数」欄
高等学校長が作成する場合にのみ記入すること。志願票総括表の提出回数と同じ提出回数を記入すること。
- ③ 「整理番号」欄
高等学校長が作成する場合にのみ記入すること。志願票の整理番号と同じ整理番号を記入すること。
- ④ 「氏名」欄
カタカナで記入すること。(25ページ参照)
- ⑤～⑦ 「身体障害の種類・程度」欄
「該当する」の文字を○で囲むこと。
- ⑧～⑪ 「受験に際して希望する措置」欄
ア 該当する事項の「希望する」の文字を○で囲むこと。

イ ⑧～⑩欄の中で該当する事項がない場合には、⑪「その他」欄の「希望する」の文字を○で囲み、裏面の枠内に「受験に際して希望する措置」について詳しく記入すること。

⑫～⑮ 「点字による出題を希望する者の受験科目」欄

ア 点字による出題を希望する者には、一般の入学志願者が、試験室で選択する科目についても、あらかじめこの「申請書」で選択することになっているので、該当する「受験科目」の数字を○で囲むこと。

イ 選択届出科目の取扱いについては、28ページを参照すること。

⑯ 「高等学校長等名」欄

ア 高等学校が作成した場合は、高等学校長名を記入し、職印を押印すること。

イ 父母等（成年に達しているときは入学志願者）が作成した場合は、作成者名を記入し、押印すること。

郵便はがき

□□□-□□

20円切手
を必ずはって
ください。
(速達の場合
は170円切手)

高等学校長 殿

〒153

東京都目黒区駒場二丁目十九番一号

大学入試センター 事業部

キリトリ線

キリトリ線

高等学校用受領確認はがき

〔注〕1、宛先、提出回数、出願者数は必ず記入すること。

2、大学入試センターへ直接出願する者の場合は、志願票記入事項の確認のはがき(17ページ参照)の発送をもって受領書にかえる。

身體障害者受験措置申請書

[illegible]

⑬ 高等学校
高等名

⑭

身体障害の種類・程度

⑤ 視覚障害(強度の弱視者を含む)	⑥ 聴覚障害(強度の難聴者を含む)	⑦	肢 体			不 自 由			等		
両眼の視力 が0.1未満 のもの	両眼の視力が0.1以上0.3未満 の又は視力以外の視機能 障害が強度のもののうち、点 字による教育を必要とする もの又は将来点字による教育を 必要とすることとなると認め られるもの	両目の視力損 失が90％以 上のもの	両耳の視力損失が90 ％以上未満50％以 下のもの	体幹の機能の障 害が体幹を支持 することが不可 能又は困難な程 度のもの	上肢の機能の障 害が筆記をする ことが不可能又 は困難な程度の もの	下肢の機能の障 害が歩行をする ことが不可能又 は困難な程度の もの	左の1つ、右の1 つに比べ、肢体 の機能の障害が これより同程度 以上のももの	両上肢の機能の障 害が両上肢の機能 の障害が6月以上の 医療又は生活制 制の必要とする程 度のもの	両上肢の機能の障 害が両上肢の機能 の障害が6月以上の 医療又は生活制 制の必要とする程 度のもの	両上肢の機能の障 害が両上肢の機能 の障害が6月以上の 医療又は生活制 制の必要とする程 度のもの	両上肢の機能の障 害が両上肢の機能 の障害が6月以上の 医療又は生活制 制の必要とする程 度のもの
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
22	23	24	25								

設置措施する希望して實際に試験を受ける

⑧	視 覚 障 害					⑨ 聴 覚 障 害		⑩ 肢 体 不 自 由 等			⑪ その他		
	点字問題を点字で解答	点字問題を文字で解答	一般試験問題を文字で解答	拡大鏡等の持参使用	照明器具の準備	窓側の明るい席を指定	手話通訳者を付与	座席を前列に設定	補聴器の持参使用	別室を設定		特製机の使用	車椅子等を使用
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する
45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58

① その他の
(裏面にくわしく記せ
ここに記入した者は)

点字による出題希望者のみ記入

国語	点 字 に よ る 出 題 を 希 望 す る 者 の 受 験 科 目													
	社 会			理 科			外 国 語							
	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳					
倫 理 社	政 治 経 済	日 本 史	世 界 史	地 理 A	地 理 B	数 学 I (受験生に 限る)	物 理 I	化 学 I	生 物 I	地 学 I (基礎理科 に 限る)	英 語 B 語	ド イ ツ 語	フ ラ ン ス 語	英 語 A (受験生に 限る)
①	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2	3	4
	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	

〔注〕記入に当たっては31～32ページ「身体障害者受験措置申請書作成上の注意」を参照のこと。

納付書・領収書

金庫国

昭和54年度		国立学校特別会計(025)		文部省所管	
取扱い名		大学入試センター		(5530)	
授業料及入学検定料		授業料及入学検定料		入学料及検定料	
納付金額	万円	7	千	百	十
納付目的		共通第1次学力試験検定料		上記の金額を領収しました。	
納付期限		昭和54年10月15日限り		(領収日付印)	
納付場所		日本銀行本店、支店、代理店 又は蔵入代理店 郵便局			

◎ この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

受領書

昭和55年度共通第1次学力試験

志願票及び領収証書

提出回数 () 回目

出願者数 () 人分

丁巳七番一 一 号

一事業部

事田

共通第一次学力試験
出願書類在中

書留引受番号

身体障害者受験措置申請書

※

⑮ 高等学校
長等名

⑯

① 高等学校コード

② 提出回数

③ 整理番号

④ 氏名(カタカナ記入) (姓と名との間は、1コマをあげ、満点及び半満点は1コマとして使用する。)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

身体障害の種類・程度			障害		
⑤ 視覚障害(強度の弱視者を含む)	⑥ 聴覚障害(強度の難聴者を含む)	⑦	⑧ 上肢の機能の障害が重度の障害者であること	⑨ 下肢の機能の障害が重度の障害者であること	⑩ 両上肢及び両下肢の機能の障害が重度の障害者であること
両眼の視力 両眼の視力が0.1以上0.3未満かつ0.1未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることと認められるもの	両耳の聴力 両耳の聴力が90デシベル以上のもの	聴覚の機能の障害が重度の障害者であること	上肢の機能の障害が重度の障害者であること	下肢の機能の障害が重度の障害者であること	両上肢及び両下肢の機能の障害が重度の障害者であること
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する

受験に際して希望する措置			希望する措置		
⑧ 視覚	⑨ 聴覚	⑩ 身体障害	⑪ 身体障害	⑫ 身体障害	⑬ 身体障害
点字問題を点字で解答	点字問題を一般試験問題を文字で解答	拡大鏡等の持参使用	照明器具の準備	窓側の明るい席を指定	手話通訳者の付与
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する

点字による出題希望者のみ記入		
国語	数学	理科
①	②	③
1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15
16	17	18
19	20	21
22	23	24
25	26	27
28	29	30
31	32	33
34	35	36
37	38	39
40	41	42
43	44	45
46	47	48
49	50	51
52	53	54
55	56	57
58	59	60
61	62	63
64	65	66
67	68	69
70	71	72
73	74	75
76	77	78
79	80	81
82	83	84
85	86	87
88	89	90
91	92	93
94	95	96
97	98	99
100	101	102
103	104	105
106	107	108
109	110	111
112	113	114
115	116	117
118	119	120
121	122	123
124	125	126
127	128	129
130	131	132
133	134	135
136	137	138
139	140	141
142	143	144
145	146	147
148	149	150
151	152	153
154	155	156
157	158	159
160	161	162
163	164	165
166	167	168
169	170	171
172	173	174
175	176	177
178	179	180
181	182	183
184	185	186
187	188	189
190	191	192
193	194	195
196	197	198
199	200	201
202	203	204
205	206	207
208	209	210
211	212	213
214	215	216
217	218	219
220	221	222
223	224	225
226	227	228
229	230	231
232	233	234
235	236	237
238	239	240
241	242	243
244	245	246
247	248	249
250	251	252
253	254	255
256	257	258
259	260	261
262	263	264
265	266	267
268	269	270
271	272	273
274	275	276
277	278	279
280	281	282
283	284	285
286	287	288
289	290	291
292	293	294
295	296	297
298	299	300
301	302	303
304	305	306
307	308	309
310	311	312
313	314	315
316	317	318
319	320	321
322	323	324
325	326	327
328	329	330
331	332	333
334	335	336
337	338	339
340	341	342
343	344	345
346	347	348
349	350	351
352	353	354
355	356	357
358	359	360
361	362	363
364	365	366
367	368	369
370	371	372
373	374	375
376	377	378
379	380	381
382	383	384
385	386	387
388	389	390
391	392	393
394	395	396
397	398	399
400	401	402
403	404	405
406	407	408
409	410	411
412	413	414
415	416	417
418	419	420
421	422	423
424	425	426
427	428	429
430	431	432
433	434	435
436	437	438
439	440	441
442	443	444
445	446	447
448	449	450
451	452	453
454	455	456
457	458	459
460	461	462
463	464	465
466	467	468
469	470	471
472	473	474
475	476	477
478	479	480
481	482	483
484	485	486
487	488	489
490	491	492
493	494	495
496	497	498
499	500	501
502	503	504
505	506	507
508	509	510
511	512	513
514	515	516
517	518	519
520	521	522
523	524	525
526	527	528
529	530	531
532	533	534
535	536	537
538	539	540
541	542	543
544	545	546
547	548	549
550	551	552
553	554	555
556	557	558
559	560	561
562	563	564
565	566	567
568	569	570
571	572	573
574	575	576
577	578	579
580	581	582
583	584	585
586	587	588
589	590	591
592	593	594
595	596	597
598	599	600
601	602	603
604	605	606
607	608	609
610	611	612
613	614	615
616	617	618
619	620	621
622	623	624
625	626	627
628	629	630
631	632	633
634	635	636
637	638	639
640	641	642
643	644	645
646	647	648
649	650	651
652	653	654
655	656	657
658	659	660
661	662	663
664	665	666
667	668	669
670	671	672
673	674	675
676	677	678
679	680	681
682	683	684
685	686	687
688	689	690
691	692	693
694	695	696
697	698	699
700	701	702
703	704	705
706	707	708
709	710	711
712	713	714
715	716	717
718	719	720
721	722	723
724	725	726
727	728	729
730	731	732
733	734	735
736	737	738
739	740	741
742	743	744
745	746	747
748	749	750
751	752	753
754	755	756
757	758	759
760	761	762
763	764	765
766	767	768
769	770	771
772	773	774
775	776	777
778	779	780
781	782	783
784	785	786
787	788	789
790	791	792
793	794	795
796	797	798
799	800	801
802	803	804
805	806	807
808	809	810
811	812	813
814	815	816
817	818	819
820	821	822
823	824	825
826	827	828
829	830	831
832	833	834
835	836	837
838	839	840
841	842	843
844	845	846
847	848	849
850	851	852
853	854	855
856	857	858
859	860	861
862	863	864
865	866	867
868	869	870
871	872	873
874	875	876
877	878	879
880	881	882
883	884	885
886	887	888
889	890	891
892	893	894
895	896	897
898	899	900
901	902	903
904	905	906
907	908	909
910	911	912
913	914	915
916	917	918
919	920	921
922	923	924
925	926	927
928	929	930
931	932	933
934	935	936
937	938	939
940	941	942
943	944	945
946	947	948
949	950	951
952	953	954
955	956	957
958	959	960
961	962	963
964	965	966
967	968	969
970	971	972
973	974	975
976	977	978
979	980	981
982	983	984
985	986	987
988	989	990
991	992	993
994	995	996
997	998	999
1000	1001	1002
1003	1004	1005
1006	1007	1008
1009	1010	1011
1012	1013	1014
1015	1016	1017
1018	1019	1020
1021	1022	1023
1024	1025	1026
1027	1028	1029
1030	1031	1032
1033	1034	1035
1036	1037	1038
1039	1040	1041
1042	1043	1044
1045	1046	1047
1048	1049	1050
1051	1052	1053
1054	1055	1056
1057	1058	1059
1060	1061	1062
1063	1064	1065
1066	1067	1068
1069	1070	1071
1072	1073	1074
1075	1076	1077
1078	1079	1080
1081	1082	1083
1084	1085	1086
1087	1088	1089
1090	1091	1092
1093	1094	1095
1096	1097	1098
1099	1100	1101
1102	1103	1104
1105	1106	1107
1108	1109	1110
1111	1112	1113
1114	1115	1116
1117	1118	1119
1120	1121	1122
1123	1124	1125
1126	1127	1128
1129	1130	1131
1132	1133	1134
1135	1136	1137
1138	1139	1140
1141	1142	1143
1144	1145	1146
1147	1148	1149
1150	1151	1152
1153	1154	1155
1156	1157	1158
1159	1160	1161
1162	1163	1164
1165	1166	1167
1168	1169	1170
1171	1172	1173
1174	1175	1176
1177	1178	1179
1180	1181	1182
1183	1184	1185
1186	1187	1188
1189	1190	1191
1192	1193	1194
1195	1196	1197
1198		

⑩ 高等学校 長等名	⑪
---------------	---

[illegible]

点字による出題希望者のみ記入

①	1	2	3	4	5	6	1	2	1	2	3
	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	

〔注〕記入に当たっては31～32ページ「身体障害者受験措置申請書作成上の注意」を参照のこと。

金庫固

書 留 引 受 番 号

共通第一次学力試験
出願書類在中

⑩ 高等学校 長等名	⑪
---------------	---

印

身 体 障 害 の 種 類 ・ 程 度		等	
⑤ 視覚障害(強度の視覚者を含む)	⑥ 聴覚障害(強度の聴覚者を含む)	⑦	
両眼の視力のうち1未満のもの	両眼の視力が0.1以下0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が強度のもののうち、点字による教育を必要とする必要と将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの	両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のものうち、補聴器の使用によっても通常の話を解することか不可能又は著しく困難な程度のもの	身体的機能の障害が身体的支持が不可可能又は困難な程度のもの
		上肢の機能の障害が筆記をするとか不可能又は困難な程度のもの	下肢の機能の障害が歩行をするとか不可能又は困難な程度のもの
		左目に現れるものほか、身体機能の障害がこれらと同程度以上のもの	身体機能の障害が左各項に該当する程度に達しないもの
			慢性の糖尿病、心臓疾患、腎臓疾患等の発症が6年以上の医師又は生活規制を必要とする程度のもの
			身体発育の遅延が6年以上の生活規制を必要とする程度のもの
			精神発育の遅延が中度以上のもの
			精神発育の遅延の程度が軽度のもので、社会的適応性が特に乏しいもの

受 験 に 際 し て 希 望 す る 措 置														
⑧	視 覚	障 害	⑨ 聴 覚 障 害		⑩ 肢 体 不 自 由		⑪ （裏面に記入してください） その他の記入							
			聴 覚	障 害	肢 体	不 自 由								
点字問題を点字で解答	点字問題を文字で解答	一般試験問題を文字で解答	拡大鏡等の持参使用	照明器具の準備	窓側の明るい席を指定	手話通訳者を付与	座席を前列に設定	補聴器の持参使用	別室を設定	特製机の使用	車椅子等を使用	文字で解答		
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する
45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	

点 字 に よ る 出 題 を 希 望 す る 者 の 受 験 科 目																		
⑫	社 会				数 学		理 科			⑬ 外 国 語								
	国 語	倫 理 社 会	政 治 経 済	日 本 史	世界史	地理A	地理B	数 学 I	数学一般（受験した者に限る）	物理 I	化学 I	生物 I	地 学 I	基礎理科（受験した者に限る）	英語 B 語	ドイツ 語	フランス 語	英語 A（受験した者に限る）
①	1	2	3	4	5	6	1	2	1	2	3	4	5	1	2	3	4	
	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71					

点字による出題希望者のみ記入

「身体障害者受験措置申請書作成上の注意」を参照のこと。

出願書類在中

書	留	引	受	番	号
---	---	---	---	---	---

受領書

昭和55年度共通第1次学力試験
志願票及び領収証書

提出回数 () 回目
出願者数 () 人分

上記のとおり受領しました。

なお、志願票の記入事項については、審査中
です。記入もれ、誤記入があった場合は、後日
照会します。

大学入試センター
事業部

キリトリ線

身体障害者

①高等学校等コード

3					
1	2	3	4	5	6

⑤視覚障害(強度の弱視者を含む)
両眼の視力が0.1未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、点字による教育を必要とする必要と認められるもの

⑥聴覚障害(強度の弱聴者を含む)
両耳の聴力が90dB以上のも

⑧視覚

点字問題を点字で解答	点字問題を文字で解答	一般試験問題を文字で解答
希望する	希望する	希望する

点字による出題希望者のみ記入

〔注〕記入に当たって

□□-□□
□□
□□
□□
□□

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

東京中央郵便局留置

大学入試センター事業部 行

留書

共通第一次学力試験
出願書類在中

切手400円
を貼付する
こと。
(50gまで)

書留引受番号

共通第一次学力試験
出願書類在中

書留

書留引受番号

志願者	住所	〒
	氏名	
	高等学校等	
	コード	

大学入試センター事業部 行

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
東京中央郵便局留置

切手400円
を貼付する
こと。
(50gまで)

00-00000000

点字による出題希望者のみ記入

国語
①

〔注〕記入に当たって

身体障害

① 高等学校等コード

3									
1	2	3	4	5	6				

⑤ 視覚障害(強度の弱視者を含む)

両眼の視力が0.1未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とするものと認められるもの

該当する 該当する

32 33

⑧ 視覚

点字問題を点字で解答	点字問題を文字で解答	一般試験問題を文字で解答
希望する	希望する	希望する
45	46	47

受領書

昭和55年度共通第1次学力試験

志願票及び領収証書

提出回数 () 回目

出願者数 () 人分

点字による出題希望者のみ記入

〔注〕 記入に当たっては31～32ページに記した点字による出題希望者のみ記入

点字による出題希望者のみ記入															
国語	科目										英語A (受験した者に限る)				
	国語					理科						外国語			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
倫理社会	政治経済	日本史	世界史	地理A	地理B	数学I (受験した者に限る)	数学一般 (受験した者に限る)	物理I	化学I	生物I	地学I	基礎理科 (受験した者に限る)	英語B	ドイツ語	フランス語
1	2	3	4	5	6	1	2	1	2	3	4	5	1	2	
59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	

〔注〕 記入に当たっては31～32ページ「障害者受検措置申請書作成上の注意」を参照のこと。

※「受験に際して希望する措置」の⑪「その他」を希望した者の記入欄

XVII 問合せ先

1 共通第1次学力試験に関する問合せ

共通第1次学力試験に関する問合せは、文書で行うこと。封筒の表に「受験問合せ」と朱書し、200円切手を貼付した返信用封筒（住所、氏名を表書きしたもの）を同封すること。

問合せ先

〒153 東京都目黒区駒場2丁目19番1号

大学入試センター事業部事業課

電話での問合せは、やむを得ない場合に限る。

受験問合せ専用電話 03(465) 8600

電話問合せ時間は次のとおり。

平日 9:30から18:00まで

土曜 9:30から13:30まで

2 大学入学資格検定に関する問合せ

① 〒100 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

文部省初等中等教育局高等学校教育課検定係

電話 03(581) 4211 内線 438

② 各都道府県教育委員会事務局大学入学資格検定事務担当課

XVIII 高等学校へのお願い

共通第1次学力試験に関する出願書類については、昭和55年3月卒業見込みの者は在学する高等学校長（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の長を含む。以下同じ。）を経由して大学入試センターに提出することになっていますので、貴校の入学志願者の出願書類を取りまとめ提出してくださるようお願いします。

これらの出願書類の取りまとめと提出に当たっては、次の要領によって実施してください。

なお、前年度と異なり、入学志願者が卒業者の場合は、本人が直接大学入試センターへ郵送により提出することに変更になりましたので、卒業者から誤って志願票の提出があった場合には、所定の提出方法によって出願するように御指導ください。

1 出願書類の取りまとめに関する留意事項

- (1) 出願に必要な書類が完備されていることを11ページ記載の「IV 3 出願書類及びその提出方法」に従って確認すること。
- (2) 志願票の記入もれ、誤記入等がないことを確認すること。
- (3) 入学志願者が記入した事項を高等学校で訂正する場合は、本人の了解を得ること。
- (4) 志願票の裏の所定欄に検定料納付済の「領収証書」が貼付されていることを確認すること。
- (5) 身体に障害のある入学志願者の出願書類は、一般の入学志願者の出願書類（志願票、検定料納付済の「領収証書」）のほか、次の書類を整えること。

① 協議書（21ページ参照）

② 身体障害者受験措置申請書（21ページ参照）

作成に当たっては、31ページを参照のこと。

2 志願票の「高等学校記入欄」の記入方法

志願票の②③、②④「高等学校記入欄」は、次の要領により記入すること。

②③ 「整理番号」欄

高等学校において、志願票を取りまとめ、一連の整理番号をそれぞれの志願票に記入すること。

〔記入例〕

②③整理番号 (高等学校単位に一連 番号を記入)			
0	0	1	5
8	9	10	11

②④ 「身体障害者受験措置」欄

身体に障害のある入学志願者で、本人の申し出及び高等学校側の判断によって、「身体障害者受験措置申請書」を提出する場合にのみ、「希望」を○で囲むこと。

〔記入例〕

②④身体障害者 受験措置
1 希望
12

3 「志願票総括表」の作成

(1) 作成上の留意事項

- ① 志願票を取りまとめたのち、「志願票総括表」(表紙裏にある)を作成すること。
- ② 志願票 250 枚までごとに「志願票総括表」1 枚を作成すること。(第1種郵便物として郵送できるのは、1 個口当たり約250人分)
- ③ 「身体障害者受験措置申請書」を添付する志願票については、別途に「志願票総括表」を作成すること。

(2) 各欄の記入方法

① 「高等学校等コード」欄

38～58ページ記載の「高等学校等コード表」により記入すること。なお、入学志願者が記入したコード番号も確認すること。

② 「提出回数」欄

「志願票総括表」を作成した回数を記入すること。(作成順に一連番号を付すること。)

③ 「整理番号」欄

志願票に付した一連の整理番号の最初と最後の番号を記入すること。(欠番が生じた場合にはその番号を「備考」欄に注記すること。)

④ 「志願票枚数」欄

志願票の枚数を記入すること。

⑤～⑦ 「選択届出科目申請者数」欄

ア、志願票で「数学一般」、「基礎理科」、「英語 A」の選択を届出ている者については、その科目の履修条件(28ページ参照)を満たしていることを、高等学校における科目の履修状況により確認すること。

イ、選択届出科目の届出者数を志願票に基づき、科目ごとに記入すること。

⑧ 「身体障害者受験措置申請者数」欄

(1)の③によって別途に志願票総括表を作成する場合にのみ記入すること。

志願票の「身体障害者受験措置」の欄に記入した者の人数を記入すること。

⑨ 高等学校長名及び取扱責任者職氏名は、必ず記入し、押印すること。

4 受領書

大学入試センターにおいて志願票を受領したことの確認を希望する場合には、折り込みの受領書(郵便はがき)に必要事項を記入のうえ、「志願票総括表」とともに提出すること。提出回数(○回目)及び出願者数(○人分)は必ず記入し、切手を貼付すること。受領書は、「志願票総括表」1枚につき1枚の受領書をクリップでとめること。

5 出願書類の提出

提出に当たっては、下記の事項に留意すること。

(1) 当該高等学校分はできるだけまとめて提出すること。

(2) 包装は厳重にし、封筒の表に「出願書類」と朱書すること。

(3) 通常郵便物(第1種郵便物)の「書留扱い」で郵送すること。

志願票は信書扱い(郵便法第21条に規定する第1種郵便物)となるので、小包郵便物とすることはできない。

6 提出期限

昭和54年10月15日(月)(当日消印有効)

提出期限を厳守すること。期限経過後は受理しないので、はやめに提出すること。

7 出願書類提出先

〒100 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号

東京中央郵便局留置

大学入試センター事業部

1 高等学校等コード表

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

け	久	前	工	13150E	八	王	子	北	13288J	は	八	王	子	首	13452A	國	教	大	13741D
く	久	留	米	13151C	八	王	子	北	13223D	八	王	子	養	護	13466A	國	基	士	13639F
こ	芸	石	工	13152A	八	王	子	北	13224B	八	王	子	養	護	13467J	國	基	士	13572A
こ	小	川	工	13154H	八	王	子	北	13225A	八	王	子	養	護	13468G	國	基	士	13640K
こ	小	石	工	13155F	八	王	子	北	13226J	八	王	子	養	護	13451B	國	基	士	13641H
こ	小	工	工	13156D	八	王	子	北	13227G	八	王	子	養	護	13469E	國	基	士	13642F
こ	小	東	工	13159J	八	王	子	北	13231E	八	王	子	養	護	13470J	國	基	士	13643D
こ	小	東	工	13163G	八	王	子	北	13228E	八	王	子	養	護	13471G	國	基	士	13586A
こ	小	東	工	13160B	八	王	子	北	13229C	八	王	子	養	護		國	基	士	13612D
こ	小	東	工	13161A	八	王	子	北	13230G	八	王	子	養	護	13491A	國	基	士	13524A
こ	小	金	工	13162J	八	王	子	北	13232C	八	王	子	養	護	13492K	國	基	士	13685K
こ	小	井	工	13164E	八	王	子	北	13233A	八	王	子	養	護		國	基	士	13525K
こ	小	分	工	13157B	八	王	子	北	13234K	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	平	工	13165C	八	王	子	北	13235H	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	松	工	13280C	八	王	子	北	13236F	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	山	工	13166A	八	王	子	北	13237D	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	水	工	13167K	八	王	子	北	13238B	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	洲	工	13168H	八	王	子	北	13239A	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	商	工	13169F	八	王	子	北	13240D	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	神	工	13170K	八	王	子	北	13241B	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	北	工	13171H	八	王	子	北	13242A	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	並	工	13172F	八	王	子	北	13243J	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	田	工	13279K	八	王	子	北	13244E	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	東	工	13173D	八	王	子	北	13245E	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	墨	工	13174B	八	王	子	北	13246C	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	世	工	13175A	八	王	子	北	13247A	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	高	工	13176J	八	王	子	北	13248K	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	竹	工	13179C	八	王	子	北	13249H	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	忠	工	13180G	八	王	子	北	13250A	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	立	工	13287A	八	王	子	北	13251K	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	多	工	13177G	八	王	子	北	13252H	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	玉	工	13178E	八	王	子	北	13253D	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	多	工	13181E	八	王	子	北	13254F	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13182C	八	王	子	北	13255B	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13183A	八	王	子	北	13256A	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13295A	八	王	子	北	13258G	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13184K	八	王	子	北	13259E	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13185H	八	王	子	北	13260J	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13186F	八	王	子	北	13261G	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13190D	八	王	子	北	13262E	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13193J	八	王	子	北	13263C	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13194G	八	王	子	北	13264A	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13195E	八	王	子	北	13265K	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13196C	八	王	子	北	13266H	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13197A	八	王	子	北	13267F	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13198K	八	王	子	北	13268D	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13199H	八	王	子	北	13269B	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13200E	八	王	子	北	13270F	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13201C	八	王	子	北	13271D	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13187D	八	王	子	北	13272B	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13188B	八	王	子	北	13273A	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13189A	八	王	子	北	13274J	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13191B	八	王	子	北	13275G	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13192A	八	王	子	北	13276E	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13202A	八	王	子	北	13277C	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13203K	八	王	子	北	13472E	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13204H	八	王	子	北	13453J	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13204H	八	王	子	北	13459H	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13281A	八	王	子	北	13464D	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13205F	八	王	子	北	13465B	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13206D	八	王	子	北	13460A	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13207B	八	王	子	北	13476H	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13208A	八	王	子	北	13474A	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13209J	八	王	子	北	13457A	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13210B	八	王	子	北	13458K	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13211A	八	王	子	北	13477F	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13289G	八	王	子	北	13456C	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13212J	八	王	子	北	13462H	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13213G	八	王	子	北	13473C	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13214E	八	王	子	北	13463F	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13215C	八	王	子	北	13465B	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13216A	八	王	子	北	13462H	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13217K	八	王	子	北	13473C	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13218H	八	王	子	北	13463F	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13219F	八	王	子	北	13465B	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13220K	八	王	子	北	13455E	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13221H	八	王	子	北	13475K	八	王	子	養	護		國	基	士	
こ	小	第	工	13222F	八	王	子	北		八	王	子	養	護		國	基	士	

中央大学附属(小金井市)	13738D	堀本町	田学園女	越郷子	13670A	柿生	生	西井	14221C	三港	崎	水	産	14141A
調子	13632J	まみ	星学園	郷子	13696E	金奈	奈川工	井業	14126H	港南	商	産	産	14203E
代田女学	13512H	む	輪田(私立)	園学	13616G	神金	川工	沢倉	14102A	向山	岡工	業	業	14213B
鶴帝	13663J	む	蔵工業大	園学	13737F	鎌上上上	鶴	間溝	14205A	大	の	業	業	14202G
帝帝	13700G	め	蔵工業大	園学	13517J	上上上	溝	南	14150A	百	和	北	北	14135G
貞京	13711B	め	蔵工業大	園学	13705H	上上上	市(市立)	立	14199C	横	合	和	和	14186A
田園	13535E	め	蔵工業大	園学	13658B	川上上上	市(市立)	立	14167E	須賀	(市立)	南	南	14181A
戸東	13575F	め	蔵工業大	園学	13595A	川上上上	市(市立)	立	14172A	賀賀	(市立)	丘	丘	14200A
東海大	13652C	め	蔵工業大	園学	13739B	川上上上	市(市立)	立	14208F	賀賀	(市立)	立	立	14137C
東海大	13532B	め	蔵工業大	園学	13582J	川上上上	市(市立)	立	14129B	賀賀	(市立)	立	立	14211F
東海大	13666C	め	蔵工業大	園学	13537C	川上上上	市(市立)	立	14217E	賀賀	(市立)	立	立	14138A
東海大	13533A	め	蔵工業大	園学	13725B	川上上上	市(市立)	立	14216G	賀賀	(市立)	立	立	14218C
東海大	13554C	め	蔵工業大	園学	13671K	川上上上	市(市立)	立	14132B	賀賀	(市立)	立	立	14144F
東海大	13555A	め	蔵工業大	園学	13518H	川上上上	市(市立)	立	14130F	賀賀	(市立)	立	立	14139K
東海大	13629J	め	蔵工業大	園学	13717A	川上上上	市(市立)	立	14231A	賀賀	(市立)	立	立	14140C
東京音	13692B	め	蔵工業大	園学	13726A	川上上上	市(市立)	立	14120J	賀賀	(市立)	立	立	14214A
東京家	13513F	め	蔵工業大	園学	13624H	川上上上	市(市立)	立	14117J	賀賀	(市立)	立	立	14212D
東京家	13701E	め	蔵工業大	園学	13625F	川上上上	市(市立)	立	14113F	賀賀	(市立)	立	立	14103J
東京家	13621C	め	蔵工業大	園学	13659A	川上上上	市(市立)	立	14122E	賀賀	(市立)	立	立	14106C
東京家	13630D	め	蔵工業大	園学	13545D	川上上上	市(市立)	立	14109H	賀賀	(市立)	立	立	14108K
東京家	13630B	め	蔵工業大	園学	13626D	川上上上	市(市立)	立	14119E	賀賀	(市立)	立	立	14104G
東京家	13712A	め	蔵工業大	園学	13539K	川上上上	市(市立)	立	14111K	賀賀	(市立)	立	立	14105E
東京家	13556K	め	蔵工業大	園学	13683C	川上上上	市(市立)	立	14197G	賀賀	(市立)	立	立	14187K
東京家	13534J	め	蔵工業大	園学	13617E	川上上上	市(市立)	立	14169A	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13703A	め	蔵工業大	園学	13546B	川上上上	市(市立)	立	14170E	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13594B	め	蔵工業大	園学	13547A	川上上上	市(市立)	立	14204C	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13576D	め	蔵工業大	園学	13561F	川上上上	市(市立)	立	14223K	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13653A	め	蔵工業大	園学	13519E	川上上上	市(市立)	立	14184E	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13667A	め	蔵工業大	園学	13519E	川上上上	市(市立)	立	14152G	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13680J	め	蔵工業大	園学	13519E	川上上上	市(市立)	立	14107A	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13707D	め	蔵工業大	園学	13519E	川上上上	市(市立)	立	14112H	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13577B	め	蔵工						14153E	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13559D	め	蔵工						14125K	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13514D	め	蔵工						14188H	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13535G	め	蔵工						14131D	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13578A	め	蔵工						14165J	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13654K	め	蔵工						14222A	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13622A	め	蔵工						14160H	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13693A	め	蔵工						14127F	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13694J	め	蔵工						14220E	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13579J	め	蔵工						14233G	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13614A	め	蔵工						14209D	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13600A	め	蔵工						14147A	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13655H	め	蔵工						14210H	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13515B	め	蔵工						14219A	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13631A	め	蔵工						14134J	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13724D	め	蔵工						14162D	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13615J	め	蔵工						14163B	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13656F	め	蔵工						14183G	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13657D	め	蔵工						14189F	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13598E	め	蔵工						14174H	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13664G	め	蔵工						14101B	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13681G	め	蔵工						14215J	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13682E	め	蔵工						14164A	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13580B	め	蔵工						14206K	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13702C	め	蔵工						14118G	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13521G	め	蔵工						14192F	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13729E	め	蔵工						14191H	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13713J	め	蔵工						14224H	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13714G	め	蔵工						14110A	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13623K	め	蔵工						14123C	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13704K	め	蔵工						14124A	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13557H	め	蔵工						14225F	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13734A	め	蔵工						14175F	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13516A	め	蔵工						14207H	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13536E	め	蔵工						14230B	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13740F	め	蔵工						14146B	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13676A	め	蔵工						14143H	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13581A	め	蔵工						14148J	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13618C	め	蔵工						14149G	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13735K	め	蔵工						14145D	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13669H	め	蔵工						14154C	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13695G	め	蔵工						14196J	賀賀	(市立)	立	立	
東京家	13544F	め	蔵工						14156K	賀賀	(市立)	立	立	
東京家		め	蔵工						14155A	賀賀	(市立)	立	立	
東京家		め	蔵工						14228A	賀賀	(市立)	立	立	
東京家		め	蔵工						14128D	賀賀	(市立)	立	立	
東京家		め	蔵工						14173K	賀賀	(市立)	立	立	

[illegible][illegible]

[illegible]

と	刀登豊	根	山	27206A	さ	堺	養	護	27454C	た	太	成	27518C	伊	丹	28132J
な	豊	田	中	27172B	し	堀	ろ	う	27453E	高	高	槻	28255D	伊	北	28255J
に	長	野	林	27105F	す	佐	養	護	27459D	大	千	鉄	27563J	伊	西	28137K
に	長	二	尾	27166H	た	思	江	護	27465J	帝	帝	田	27503E	伊	川	28186H
ね	西	商	野	27136F	な	住	養	護	27470E	同	同	子	27550G	伊	和	28201E
の	西	工	第	27168D	に	高	養	護	27456K	浪	浪	大	27584A	伊	田	28234A
は	西	業	野	27169B	ね	豊	養	護	27460H	浪	浪	学	27540K	伊	工	28158B
ひ	西	成	第	27162E	ひ	難	養	護	27458F	浪	浪	商	27528A	伊	業	28168K
	西	業	第	27257E	や	西	養	護	27466G	羽	羽	園	27526D	伊	業	28253H
	西	業	第	27228A		夜	養	護	27472A	初	初	芝	27564G	伊	川	28145A
	西	業	第	27244C		東	養	護	27461F	梅	梅	花	27549C	伊	川	28252K
	西	業	第	27155B		八	養	護	27462D	東	東	阪	27510H	伊	住	28155H
	西	業	第	27191J			養	護	27457H	被	被	谷	27545A	伊	郡	28154K
	西	業	第	27251F			養	護		天	天	阪	27521C	伊	西	28204K
	西	業	第	27263K			養	護		阪	阪	芝	27532J	伊	台	28183C
	西	業	第	27133A			養	護		大	大	花	27569H	伊	峰	28142F
	西	業	第	27190A			養	護		昇	昇	阪	27538H	伊	崎	28135C
	西	業	第	27141B			養	護		学	学	谷	27578G	伊	工	28136A
	西	業	第	27109J			養	護		一	一	天	27568K	伊	須	28220A
	西	業	第	27258C			養	護		面	面	園	27501J	伊	城	28143D
	西	業	第	27147A			養	護		自	自	陽	27511F	伊	磨	28108F
	西	業	第	27167F			養	護		由	由	園	27558B	伊	北	28171K
	西	業	第	27224J			養	護		学	学	星	27543D	伊	寺	28232E
	西	業	第	27159E			養	護		学	学	院	27523K	伊	戸	28178G
	西	業	第	27222B			養	護		学	学	子	27524H	伊	工	28102G
	西	業	第	27212E			養	護		学	学	水	27514A	伊	業	28109D
	西	業	第	27227C			養	護		学	学	水	27530B	伊	立	28230J
	西	業	第	27161G			養	護		学	学	水		伊	立	28218C
	西	業	第	27240A			養	護		学	学	水		伊	立	28110H
	西	業	第	27243E			養	護		学	学	水		伊	立	28228G
	西	業	第	27107B			養	護		学	学	水		伊	立	28115J
	西	業	第	27255J			養	護		学	学	水		伊	立	28227J
	西	業	第	27179K			養	護		学	学	水		伊	立	28248A
	西	業	第	27102A			養	護		学	学	水		伊	立	28149C
	西	業	第	27237A			養	護		学	学	水		伊	立	28184A
	西	業	第	27135H			養	護		学	学	水		伊	立	28233C
	西	業	第	27262A			養	護		学	学	水		伊	立	28249K
	西	業	第	27170F			養	護		学	学	水		伊	立	28190F
	西	業	第	27199D			養	護		学	学	水		伊	立	28214G
	西	業	第	27146C			養	護		学	学	水		伊	立	28157D
	西	業	第	27256G			養	護		学	学	水		伊	立	28181G
	西	業	第	27198F			養	護		学	学	水		伊	立	28225B
	西	業	第	27137D			養	護		学	学	水		伊	立	28241D
	西	業	第	27128E			養	護		学	学	水		伊	立	28193A
	西	業	第	27164A			養	護		学	学	水		伊	立	28106K
	西	業	第	27174J			養	護		学	学	水		伊	立	28226A
	西	業	第	27260E			養	護		学	学	水		伊	立	28251A
	西	業	第	27122F			養	護		学	学	水		伊	立	28211B
	西	業	第	27129C			養	護		学	学	水		伊	立	28215E
	西	業	第	27223A			養	護		学	学	水		伊	立	28120E
	西	業	第	27241J			養	護		学	学	水		伊	立	28107H
	西	業	第	27134K			養	護		学	学	水		伊	立	28197C
	西	業	第	27110B			養	護		学	学	水		伊	立	28160D
	西	業	第	27111A			養	護		学	学	水		伊	立	28156F
	西	業	第	27171D			養	護		学	学	水		伊	立	28218K
	西	業	第	27234F			養	護		学	学	水		伊	立	28133G
	西	業	第	27246K			養	護		学	学	水		伊	立	28134E
	西	業	第	27205B			養	護		学	学	水		伊	立	28210D
	西	業	第	27138B			養	護		学	学	水		伊	立	28180J
	西	業	第	27254A			養	護		学	学	水		伊	立	28192B
	西	業	第	27151K			養	護		学	学	水		伊	立	28187F
	西	業	第	27152H			養	護		学	学	水		伊	立	28212A
	西	業	第	27160J			養	護		学	学	水		伊	立	28167A
	西	業	第	27150A			養	護		学	学	水		伊	立	28198A
	西	業	第	27145E			養	護		学	学	水		伊	立	28208B
	西	業	第	27181A			養	護		学	学	水		伊	立	28207D
	西	業	第	27192G			養	護		学	学	水		伊	立	28105A
	西	業	第	27231A			養	護		学	学	水		伊	立	28119A
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	28122A
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	28236H
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	28212C
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	28217K
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	28237F
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	28238D
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	28124H
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	28159A
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	28172H
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	28169H
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護		学	学	水		伊	立	
	西	業	第				養	護								

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible]

鹿児島県			鹿児島県		
公立	多第南氷人松島商	43141K	鶴舞	44121A	(高等専門学校)
	多第南氷人松島商	43103G	分分	44123G	み都城工業高専 45091A
	多第南氷人松島商	43113D	分分	44131K	公立
	多第南氷人松島商	43113D	分分	44136J	(高等学校)
	多第南氷人松島商	43134G	方工	44137G	飯門川農
	多第南氷人松島商	43140A	珠農	44132F	小川農
	多第南氷人松島商	43153C	東農	44106G	小川農
	多第南氷人松島商	43130D	東農	44140G	小川農
	多第南氷人松島商	43138K	東農	44103B	小川農
	多第南氷人松島商	43139H	東農	44102D	小川農
私立	多第南氷人松島商	43126F	短期大学	44124E	小川農
	多第南氷人松島商	43132A	短期大学	44128H	小川農
	多第南氷人松島商	43135E	短期大学	44127K	小川農
	多第南氷人松島商	43133J	短期大学	44119J	小川農
	多第南氷人松島商	43136C	短期大学	44120B	小川農
	多第南氷人松島商	43133J	短期大学	44105J	小川農
	多第南氷人松島商	43128B	短期大学	44101F	小川農
	多第南氷人松島商	43128B	短期大学	44138E	小川農
	多第南氷人松島商	43128B	短期大学	44139C	小川農
	多第南氷人松島商	43128B	短期大学	44128H	小川農
公立	多第南氷人松島商	43453B	短期大学	44122J	小川農
	多第南氷人松島商	43451F	短期大学	44147D	小川農
	多第南氷人松島商	43452D	短期大学	44148B	小川農
	多第南氷人松島商	43452D	短期大学	44145H	小川農
	多第南氷人松島商	43452D	短期大学	44146F	小川農
	多第南氷人松島商	43452D	短期大学	44154G	小川農
	多第南氷人松島商	43452D	短期大学	44134B	小川農
	多第南氷人松島商	43452D	短期大学	44107E	小川農
	多第南氷人松島商	43452D	短期大学	44142C	小川農
	多第南氷人松島商	43452D	短期大学	44143A	小川農
公立	多第南氷人松島商	43516D	短期大学	44144K	小川農
	多第南氷人松島商	43501F	短期大学	44111C	小川農
	多第南氷人松島商	43502B	短期大学	44155E	小川農
	多第南氷人松島商	43503C	短期大学	44109A	小川農
	多第南氷人松島商	43511C	短期大学	44133D	小川農
	多第南氷人松島商	43517B	短期大学	44135A	小川農
	多第南氷人松島商	43514H	短期大学	44141E	小川農
	多第南氷人松島商	43509A	短期大学	44149A	小川農
	多第南氷人松島商	43512J	短期大学	44108C	小川農
	多第南氷人松島商	43504A	短期大学	44150D	小川農
公立	多第南氷人松島商	43515F	短期大学	44454F	小川農
	多第南氷人松島商	43502D	短期大学	44455D	小川農
	多第南氷人松島商	43519J	短期大学	44453H	小川農
	多第南氷人松島商	43522J	短期大学	44451A	小川農
	多第南氷人松島商	43521A	短期大学	44452K	小川農
	多第南氷人松島商	43510E	短期大学	44454F	小川農
	多第南氷人松島商	43506G	短期大学	44455D	小川農
	多第南氷人松島商	43518A	短期大学	44453H	小川農
	多第南氷人松島商	43507E	短期大学	44451A	小川農
	多第南氷人松島商	43513K	短期大学	44452K	小川農
公立	多第南氷人松島商	43999B	短期大学	44452K	小川農
	多第南氷人松島商	43999B	短期大学	44452K	小川農
	多第南氷人松島商	43999B	短期大学	44452K	小川農

注1. 「検定」とは、大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣が行う大学入学資格検定に合格した者及び昭和55年3月31日までに合格見込みの者。

注2. 「外国」とは、外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び昭和55年3月31日までに修了見込みの者。

注3. 「指定」とは、文部大臣の指定した者。

注4. 「認定」とは、その他大学において相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

注5. 「在外指定」とは、文部大臣が高等学校の課程に相当する課定を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び昭和55年3月31日までに修了見込みの者。

59

3 大学・学部コード表

大学名	学部名	大学・学部コード	大学名	学部名	大学・学部コード
北海道大学	文 1 系	10169	群馬大学	教育学部	12312
	文 2 系	10170		医学部	12328
	文 3 系	10171		工学部	12338
	理 1 系	10172	埼玉大学	教養学部	12401
	理 2 系	10173		教育学部	12412
	理 3 系	10174		経済学部	12422
	医学進学課程	10128		理学部	12426
	歯学進学課程	10129		工学部	12438
	水産系	10175	千葉大学	人文学部	12506
北海道教育大学	札幌分校	10212		教育学部	12512
	函館分校	10312		理学部	12526
	旭川分校	10412		医学部	12528
	釧路分校	10512		薬学部	12530
	岩見沢分校	10612		看護学部	12532
室蘭工業大学	工学部第1部	10738		工学部A	12538
	工学部第2部	10796		※工学部B	12596
小樽商科大学	商学部	10824	東京大学	園芸学部	12546
帯広畜産大学	畜産学部	10947		文 1 類	12669
旭川医科大学	医学部	11028		文 2 類	12670
北見工業大学	工学部	11138		文 3 類	12671
				理 1 類	12672
弘前大学	人文学部	11206		理 2 類	12673
	教育学部	11212		理 3 類	12674
	理学部	11226	東京医科歯科大学	医学部	12728
	医学部	11228		歯学部	12729
	農学部	11244	東京外国語大学	外国語学部	12814
岩手大学	人文社会科学部	11305		教育学部	12912
	教育学部	11312	東京農工大学	農学部	13044
	工学部	11338		工学部	13038
	農学部	11344	東京芸術大学	美術学部	13159
東北大学	文学部	11404		音楽学部	13162
	教育学部	11411	東京工業大学	第1類	13276
	法学部	11419		第2類	13277
	経済学部	11422		第3類	13278
	理学部	11426		第4類	13279
	医学部	11428		第5類	13280
	歯学部	11429		第6類	13281
	薬学部	11430	東京商船大学	商船学部	13354
	工学部	11438			
	農学部	11444	東京水産大学	水産学部	13453
宮城教育大学	教育学部	11512			
			お茶の水女子大学	文教育学部	13507
				理学部	13526
秋田大学	教育学部	11612		家政学部	13535
	医学部	11628	電気通信大学	電気通信学部	13643
	鉱山学部	11652			
山形大学	人文学部	11706	一橋大学	法学部	13719
	教育学部	11712		社会学部	13715
	理学部	11726		経済学部	13722
	医学部	11728		商学部	13724
	工学部	11738			
	農学部	11744	横浜国立大学	教育学部	13812
福島大学	教育学部	11812		経済学部	13822
	経済学部(昼)	11822		経営学部第1部	13823
	※経済学部(夜)	11892		経営学部第2部	13893
茨城大学	人文学部	11906		工学部第1部	13838
	教育学部	11912		工学部第2部	13896
	理学部	11926	新潟大学	法文学部	13910
	工学部	11938		教育学部	13912
	農学部	11944		理学部	13926
図書館情報大学(予定)	図書館情報学部	12083		医学部	13928
				歯学部	13929
				工学部	13938
				農学部	13944
筑波大学	第1学群	12163	長岡技術科学大学	工学部	14038
	第2学群	12164			
	第3学群	12165	富山大学	人文学部	14106
	医学専門学群	12166		教育学部	14112
	体育専門学群	12167		経済学部	14122
	芸術専門学群	12168		理学部	14126
				工学部	14138
宇都宮大学	教育学部	12212			
	工学部	12238			
	農学部	12244			

大学名	学部名	大学・学部コード	大学名	学部名	大学・学部コード
富山医科薬科大学	医学部	14228	大阪大学	経済学部	16222
	薬学部	14230		理学部	16226
金沢大学	法文学部	14310		医学部	16228
	教育学部	14312		歯学部	16229
	理学部	14326		薬学部	16230
	医学部	14328		工学部	16238
	薬学部	14330		基礎工学部	16239
	工学部	14338			
			大阪外国語大学	外国語学部第1部	16314
福井大学	教育学部	14412		外国語学部第2部	16389
	工学部	14438	大阪教育大学	教育学部第1部	16412
福井医科大学	医学部	14528		教育学部第2部	16488
			神戸大学	文学部	16504
山梨大学	教育学部	14612		教育学部	16512
	工学部	14638		法学部第1課程	16519
山梨医科大学	医学部	14728		法学部第2課程	16590
				経済学部第1課程	16522
信州大学	人文学部	14806		経済学部第2課程	16592
	教育学部	14812		経営学部第1課程	16523
	経済学部	14822		経営学部第2課程	16593
	理学部	14826		理学部	16526
	医学部	14828		医学部	16528
	工学部	14838		工学部	16538
	農学部	14844		農学部	16544
	機械工学部	14845	神戸商船大学	商船学部	16654
岐阜大学	教育学部	14912			
	医学部	14928	奈良教育大学	教育学部	16712
	工学部	14938			
	農学部	14944	奈良女子大学	文学部	16804
静岡大学	人文学部	15006		理学部	16826
	教育学部	15012		家政学部	16835
	理学部	15026	和歌山大学	教育学部	16912
	工学部	15038		経済学部	16922
	農学部	15044	鳥取大学	教育学部	17012
浜松医科大学	医学部	15128		医学部	17028
				工学部	17038
名古屋大学	文学部	15204		農学部	17044
	教育学部	15211	鳥根大学	法文学部	17110
	法学部	15219		教育学部	17112
	経済学部	15222		理学部	17126
	理学部	15226		農学部	17144
	医学部	15228	鳥根医科大学	医学部	17228
	工学部	15238			
	農学部	15244	岡山大学	法文学部第1部	17310
愛知教育大学	教育学部	15312		法文学部第2部	17387
				教育学部	17312
名古屋工業大学	工学部第1部	15438		理学部	17326
	工学部第2部	15496		医学部	17328
豊橋技術科学大学	工学部	15538		歯学部(予定)	17329
				薬学部	17330
三重大学	教育学部	15612		工学部	17338
	医学部	15628		農学部	17344
	工学部	15638	広島大学	総合科学部	17402
	農学部	15644		文学部	17404
	水産学部	15653		教育学部	17411
滋賀大学	教育学部	15712		学校教育学部	17412
	経済学部	15722		法学部第1部	17419
滋賀医科大学	医学部	15828		法学部第2部	17490
				経済学部第1部	17422
京都大学	文学部	15904		経済学部第2部	17492
	教育学部	15911		理学部	17426
	法学部	15919		医学部	17428
	経済学部	15922		歯学部	17429
	理学部	15926		工学部	17438
	医学部	15928		生物生産学部	17482
	薬学部	15930	山口大学	人文学部	17506
	工学部	15938		教育学部	17512
	農学部	15944		経済学部	17522
京都教育大学	教育学部	16012		理学部	17526
				医学部	17528
京都工芸繊維大学	工芸学部	16141		工学部	17538
	繊維学部	16145		農学部	17544
大阪大学	文学部	16204	徳島大学	教育学部	17612
	人間科学部	16203		医学部	17628
	法学部	16219		歯学部	17629
				薬学部	17630
				工学部	17638

大学名	学部名	大学・学部コード	大学名	学部名	大学・学部コード
香川大学	教育学部	17712	琉球大学	工学部	19538
	経済学部	17722		農学部	19544
	農学部	17744	札幌医科大学	医学部	30128
香川医科大学	医学部	17828		医学部	30228
愛媛大学	法文学部(昼)	17910	福島県立医科大学	医学部	30228
	※法文学部(夜)	17987		医学部	30228
	教育学部	17912	高崎経済大学	経済学部	30422
	理学部	17926		経済学部	30422
	医学部	17928	東京都立大学	人文学部第1部	30506
	工学部	17938		人文学部第2部	30586
	農学部	17944		法学部第1部	30519
高知大学	人文学部	18006		法学部第2部	30590
	教育学部	18012		経済学部第1部	30522
	理学部	18026		経済学部第2部	30592
	農学部	18044		理学部第1部	30526
	農学部	18044		理学部第2部	30595
高知医科大学	医学部	18128		工学部第1部	30538
	医学部	18128		工学部第2部	30596
福岡教育大学	教育学部	18212	横浜市立大学	商学部	30624
	教育学部	18212		文理学部	30609
	教育学部	18212		医学部	30628
九州大学	文学部	18304	金沢美術工芸大学	美術工芸学部	30761
	教育学部	18311		美術工芸学部	30761
	法学部	18319	都留文科大学	文学部	30804
	経済学部	18322		文学部	30804
	理学部	18326	岐阜薬科大学	薬学部	30930
	医学部	18328		薬学部	30930
	歯学部	18329	静岡女子大学	文学部	31004
	薬学部	18330		家政学部	31035
	工学部	18338	静岡薬科大学	薬学部	31130
	農学部	18344		薬学部	31130
九州芸術工科大学	芸術工学部	18442	愛知県立大学	文学部	31204
	芸術工学部	18442		外国語学部	31214
九州工業大学	工学部第1部	18538		外国語学部第2部	31289
	工学部第2部	18596	愛知県立芸術大学	美術学部	31359
	工学部第2部	18596		音楽学部	31362
佐賀大学	教育学部	18612	名古屋市立大学	医学部	31428
	経済学部	18622		薬学部	31430
	理工学部	18627		経済学部	31422
	農学部	18644	京都市立芸術大学	美術学部	31559
佐賀医科大学	医学部	18728		音楽学部	31562
	医学部	18728	京都府立大学	文学部	31604
長崎大学	教育学部	18812		生活科学部	31637
	経済学部	18822		農学部	31644
	医学部	18828	京都府立医科大学	医学部	31728
	歯学部(予定)	18829		医学部	31728
	薬学部	18830	大阪女子大学	学芸学部	31813
	工学部	18838		学芸学部	31813
	水産学部	18853	大阪市立大学	商学部第1部	31924
熊本大学	文学部	18904		商学部第2部	31994
	教育学部	18912		経済学部第1部	31922
	法学部	18919		経済学部第2部	31992
	理学部	18926		法学部第1部	31919
	医学部	18928		法学部第2部	31990
	薬学部	18930		文学部第1部	31904
大分大学	工学部	18938		文学部第2部	31985
	教育学部	19012		理学部	31926
	経済学部	19022		工学部	31938
大分医科大学	工学部	19038		医学部	31928
	工学部	19038		生活科学部	31937
	工学部	19038	大阪府立大学	工学部	32038
宮崎大学	医学部	19128		農学部	32044
	教育学部	19212		経済学部	32022
	工学部	19238		総合科学部	32002
宮崎医科大学	農学部	19244	神戸市外国語大学	外国語学部第1部	32114
	医学部	19328		外国語学部第2部	32189
鹿児島大学	医学部	19328	神戸商科大学	商経学部	32225
	法文学部	19410		商経学部	32225
	教育学部	19412	姫路工業大学	工学部	32338
	理学部	19426		工学部	32338
	医学部	19428	奈良県立医科大学	医学部	32428
	歯学部	19429		医学部	32428
	工学部	19438	和歌山県立医科大学	医学部	32528
琉球大学	農学部	19444		医学部	32528
	水産学部	19453		医学部	32528
	法文学部	19510		医学部	32528
	教育学部	19512		医学部	32528
琉球大学	理学部	19526		医学部	32528
	保健学部	19531		医学部	32528
	保健学部	19531		医学部	32528

大学名	学部名	大学・学部コード	大学名	学部名	大学・学部コード
広島女子大学	文学部	32604	九州歯科大学	歯学部	33129
	家政学部	32635		歯学部	33129
下関市立大学	経済学部	32722	福岡女子大学	文学部	33204
	経済学部	32722		家政学部	33235
山口女子大学	文学部	32804	長崎県立国際経済大学	経済学部	33322
	家政学部	32835		経済学部	33322
高知女子大学	家政学部	32935	熊本女子大学	文家政学部	33436
	文学部	32904		文家政学部	33436
北九州大学	外国語学部第1部	33014			
	外国語学部第2部	33089			
	商学部	33024			
	文学部	33004			
	法学部	33019			

※印は主として夜間に授業を行うコース

昭和55年度大学入学者選抜共通第1次学力試験

① 高等学校等コード (「高等学校等コード表」により記入) 志 願 票 控 ② 整理番号 (高等学校単位に一連) 番号を記入						
2 8 9 10 11 12						
氏 名 漢 字 等 記 入 性 別 国 籍 生 年 月 日						
③ カタカナ記入 (姓と名の間は、1 コマをあけ、濁点及び半濁点は1 コマとして使用する。) 1 男 2 女 1 外 年 号 S T M 年 月 日						
13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39						
現 住 所 ⑦ 郵便番号 ⑧ 漢字等記入 都 道 府 県						
⑨ カタカナ・数字等記入 都道府県名 郡・市・町・村・区 町・丁目・番地 団地・棟・号等 (1 コマに1 字ずつ記入し、濁点及び半濁点は1 コマとして使用する。)						
⑩ 緊急の場合の連絡先(☎)						
高 等 学 校 卒 業 者 (卒業見込み者を含む) ⑮ 高等学校卒業業者以外						
⑪ 課 程 1 全 日 制 2 定 時 制 3 通 信 制 ⑫ 学 科 1 普 通 科 2 農 業 科 3 工 業 科 4 商 業 科 5 そ の 他 ⑬ 卒業見込・卒業の別 1 卒 業 見 込 2 卒 業 ⑭ 卒業年 1 外国の学校等 2 在外教育施設 3 文指定するの者 4 大資格入検学定 5 その他の他						
150 151 152 153 154 155						
選 択 届 出 科 目 ⑰ 受験希望県 (「受験希望県コード表」により記入) 志 望 大 学 ・ 学 部 等						
⑰ 1 数学一般 ⑱ 1 基礎理科 ⑲ 1 英語 A ⑳ 第 1 志 望 大学・学部コード ㉑ 第 2 志 望 大学・学部コード						
156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171						
㉒ (フリガナ) 出 身 学 校 名 国 公 立 都 道 府 県 高 等 学 校 学 校						

昭和55年度大学入学者選抜共通第1次学力試験

① 高等学校等コード （「高等学校等コード表」により記入）							志 願 票										②③ 整 理 番 号 （高等学校単位に一連 番号を記入）				②④ 身体障害者 受験措置																												
2																					1 希望																												
1 2 3 4 5 6 7																	8 9 10 11				12																												
氏 名							② 漢 字 等 記 入										④ 性 別		⑤ 国 籍		⑥ 生 年 月 日 昭和S、大正T、明治M																												
③ カタカナ記入（姓と名の間は、1 コマをわけ、濁点及び半濁点は1 コマとして使用する。）																														1 2		1		年 号		年		月		日									
																														男 女		外		S T M															
13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30																														31 32		33 34 35 36 37 38 39																	
現 住 所																														⑦ 郵 便 番 号																			
																														⑧ 漢 字 等 記 入				都 道 府 県															
																														⑨ カタカナ・数字等記入				都 道 府 県 名												（1 コマに1 字ずつ記入し、濁点及び半濁点は1 コマとして使用する。）			
																																		郡・市・町・村・区															
																																		町・丁目・番地															
団地・棟・号等																																																	
⑩ 緊急の場合の連絡先(☎)																																																	
出 願 資 格																																																	
高 等 学 校 卒 業 者（卒業見込み者を含む）															⑮ 高等学校卒業者以外																																		
⑪ 課 程			⑫ 学 科					⑬ 卒業見込・卒業の別							1 外国の学校等		2 在外教育施設		3 文指部大臣の者		4 大資格入検学定		5 その他																										
1 全日制			1 普通科					1 卒業見込							2 卒業		⑭ 卒業年																																
2 定時制			2 農業科					2 卒業見込							2 卒業																																		
3 通信制			3 工業科					3 その他																																									
150			151					152							153 154		155																																
選 択 届 出 科 目															⑮ 志 望 大 学・学 部 等																																		
⑯ 1 ⑰ 1 ⑱ 1 数学一般 基礎理科 英語 A															⑲ 受験希望県 （「受験希望県コード表」により記入）															⑳ 第 1 志 望 大学・学部コード					㉑ 第 2 志 望 大学・学部コード														
156			157					158							159 160 161		162 163 164		165 166 167		168 169 170		171																										
㉒（フリガナ） 出身学校名															国 立 都 道 府 県 高 等 学 校 学 校 私																																		

〔注〕記入に当たっては24～30ページ「志願票作成上の注意」を参照のこと。

※ 検定料「納付書・領収証書」の貼付欄

納付書・領収証書(領収印のあるもの)の裏へ「のり」を付けて、ここにはかれないように貼付してください。